別添資料１

（仮称）札幌市第２斎場整備運営事業

要求水準書

平成14年7月23日

札幌市　保健福祉局

目　次

第１　総則

１　本書の位置付け

本要求水準書は，札幌市が「（仮称）札幌市第２斎場整備運営事業」（以下「本事業」という。）の実施にあたって，事業者に要求する施設等の要求水準を示すもので，「施設整備業務要求水準」「運営業務要求水準」「維持管理業務要求水準」「公金徴収業務」から構成される。

２　施設の設置目的

(1)　火葬需要増加への対応

市は，現在，里塚斎場と手稲火葬場の 2 ヵ所で市民等の火葬需要に応えているが，現状の火葬場では，今後予想される高齢化の急速な進行に伴う火葬需要の増加に対応できなくなると予想される。そこで，「札幌市斎場整備検討委員会」での検討を踏まえ，「（仮称）札幌市第２斎場」（以下「本件施設」という。）を整備することとした。

(2)　大規模災害時への対応

阪神・淡路大震災では，6,000 人余の人が亡くなられたが，火葬については比較的円滑に行われている。その理由として，神戸市の 3 ヵ所の火葬場のほか，尼崎市・西宮市・北淡町の火葬場が被災を免れたこと，阪神ベルト地帯に火葬場が高密度に整備されていたこと，広域にまたがる火葬支援が行われたことなどがあげられる。

市においては，現在 2 ヵ所の火葬場があるものの，実態としては里塚斎場 1 ヵ所で大部分の火葬を行っている。また，近隣市町村ではそれぞれ火葬場が設置されているが，火葬炉基数が少なく，大規模災害で札幌市の火葬場が被災した場合，近隣市町村における火葬能力では対応できないことも考慮する必要がある。本件施設供用開始後は，市内火葬場が複数配置となり，市はこれを活用して近隣市町村との緊急火葬支援体制の整備を進めることができる。

(3)　西部・北部方面の市民の利便性向上

里塚斎場は清田区に立地し，東部・南部方面の市民の利便性はよいが，特に冬場の交通事情を考慮すると,西部･北部方面の市民の利便性を向上させる必要があると考える。本件施設は手稲区に立地し，西部・北部方面の市民の利便性を向上することができる。

3　PFI 導入により市が事業者に対して特に期待すること

(1)　市民福祉の向上

火葬場は故人と最後のお別れを行う場所であり，人生の最後にふさわしい優良な火葬サービスが求められる。そのために，市は，本件施設の施設内容，運営内容等が高い水準になければならないと考えている。市は，PFI 導入によって，事業者の持つノウハウ・水準改善意欲等が活用され，市民に対して優良な火葬サービスが提供されることを期待している。

(2)　環境保全対策の充実

近年，火葬場から排出されるダイオキシン類の環境汚染が全国的に注目され，新たな対応が求められている。旧厚生省では全国の火葬場を対象にダイオキシン類の実態調査を実施し，その結果を踏まえて平成 12 年 3 月に「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」を公表している。市は，本件施設の火葬炉設備についても，同指針に基づいたダイオキシン類の削減対策が講じられるとともに，事業者の創意工夫により，より環境保全性が高まることを期待している。

(3)　周辺環境との調和

一般的に火葬場は迷惑施設に位置付けられており，周辺環境との調和を図り，近隣市民等の理解を得ていくことは重要なことである。本件施設建設地（以下「本件土地」という。）は，現時点では人家が密集した地域ではないが，将来を見据えた周辺環境との調和が求められている。市は，PFI 導入によって，事業者の持つノウハウ・水準改善意欲等が活用され，周辺環境との調和が図られることを期待している。

(4)　火葬行政推進への協力

本件施設供用開始後は，手稲火葬場を廃止し，里塚斎場との 2 火葬場体制となり，両斎場が連携して市民へ優良な火葬サービスを提供していくこと，大規模災害時に対応していくことなどが求められる。市は，PFI 導入によって，市の火葬行政が円滑に推進されるよう，事業者の積極的な協力を期待している。

(5)　ライフサイクルコストの削減

市の厳しい財政状況を考慮すると，これからは良質な市民サービス提供とともに，更なるコストの削減を図っていかなければならない。また，その際のコストは，建設費といった一時点でのコストにとどまることなく，一定の期間のコストであることが望ましい。市は，PFI 導入によって，事業者の持つノウハウ・水準改善意欲等が活用され，いわゆるライフサイクルコストの削減と毎年度における支出額の平準化が図られること

を期待している。

4　「札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン」について

市では，2000 年 9 月に定めた ISO14001 の環境方針に基づいて，これまで行われてきた環境配慮の施策を見直し，環境配慮の目的，目標，評価の方法をまとめ，市が建設するすべての建築物の指標として「札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン」を作成した。

本件施設においても，このガイドラインに基づき自然環境に配慮した建築物として整備する。

第２　施設整備業務要求水準

１　基本要件

(1)　敷地条件等

ア　位置

札幌市手稲区手稲山口 313 番ほか

イ　敷地面積

約 40,000 ㎡　「確定測量図(求積図)」（別紙－1）参照

ウ　区域区分等

(ｱ)　都市計画

市街化調整区域

(ｲ)　防火地域

無指定

(ｳ)　建ぺい率

70％以下

(ｴ)　容積率

400％以下

エ　土地

本件土地は市有地である。

オ　敷地の現況

(ｱ)　接続道路（仮称第 2 斎場連絡線）

a　接続道路の計画

「仮称第 2 斎場連絡線道路予備設計図」（別紙－2）参照。詳細設計は平成 14 年度に行う予定である。

b　接続道路の整備年度

「工事工程表(案)」（別紙－3）を参照

c　接続位置

敷地東側に接続，接続箇所数等の詳細は事業者の提案による。

(ｲ)　敷地のレベル

a　敷地の現況レベル

「確定測量図(平面図)」（別紙－4）参照

b　敷地の造成レベル

接続道路のレベルに合わせることを前提とし，詳細なレベル設定については，入札参加者の提案による。

c　盛土の土砂供給

平成 15 年 12 月までに，事業者から市の建設発生土処理担当部局（建設局土木部業務課）に「建設発生土提供依頼書」を提出すれば，平成 16 年 5 月から 10 月にかけて建設発生土の供給を可能な範囲で受けることができる。また，市は平成 15 年度に接続道路の路盤整備を予定しているが，当該工事に伴う建設発生土を敷地に搬入するものとする。

なお，費用の分担は，敷地までの運搬費は市が負担し，敷地及び運搬道路の維持管理は事業者が負担する。運搬道路の維持管理の範囲については，双方協議のうえ決定する。

カ　環境アセスメント

事業者は，市が平成 12 年度より行ってきた本件土地周辺の環境調査と本件施設供用時の環境影響予測・調査結果をまとめた「第 2 斎場環境影響調査結果概要（総括表）」（資料－1）を遵守する。

キ　敷地の地質及び地盤

設計の資料として，「地質断面図」（別紙－5）及び「地質調査報告書」（資料－2）を参照する。このうち，地質断面図については，調査結果に基づくものである。事業者は，本件施設の建設のために更に地質調査が必要な場合は，事業契約締結後，事業者の判断により実施するものとする。

ク　周辺インフラ整備状況

下記事項は，参考であり，入札参加者の判断，責任において，管理者に確認すること。

(ｱ)　上水道（市水）

敷地周囲の整備状況は，「上水道繋ぎ込み箇所現況図」（別紙－6）を参照すること。

(ｲ)　下水道（汚水）

敷地周囲の整備状況は，「下水道幹線現況図」（別紙－7）を参照すること。

(ｳ)　下水道（雨水）

仮称第 2 斎場連絡線道路の縦断排水管に接続する。

(ｴ)　都市ガス（北海道ガス）

a　敷地周囲の整備状況等

「ガス本管現況図」（別紙－8）を参照すること。

b　ガスの種類

天然ガス

(ｵ)　電気（北海道電力）

「電力引き込み図」（別紙－9）を参照すること。

ケ　周辺状況

「計画地概要図」（別紙－10）を参照すること。

コ　緑地

本件土地は，「札幌市緑の保全と創出に関する条例」（資料－3）に基づき，「緑保全創出地域」の「里地地域」として種別指定されているため，敷地面積に対し，一定以上の緑地率と緑化率を確保し，周辺の自然環境との調和を図る。

(2)　想定規模，概要等

構造	入札参加者の提案による
建築面積	入札参加者の提案による
延床面積	11,200～11,800㎡の範囲で入札参加者の提案による
火葬炉基数	火葬炉29基（標準炉27基，大型炉2基）
焼却炉	1基（胞衣等の焼却用）
集じん器	バグフィルター15基
告別室	2室
拾骨室	14室
特別控室	31室

(3)　燃料保有量の検討

ア　通常時

(ｱ)　空調設備の燃料

空調設備の燃料は，14日分（厳寒時の建物暖房時間10時間／日を想定）保有するものとする。

(ｲ)　火葬炉設備の燃料

火葬炉設備の燃料は，平成37年度（本件施設の本事業期間内における施設使用ピーク時）において，14日分（50件／日，合計700件を想定）の火葬件数に対応できる容量とする。

イ　災害時

㋐ 空調設備

空調設備については，考慮しなくてもよいものとする。

㋑ 火葬炉設備の燃料

火葬炉設備の燃料は，火葬炉 29 基（全炉）と火葬業務遂行のために最低限 3 日間（150 件／日，合計 450 件を想定）稼働できる容量とする。

㋒ 非常用発電機の燃料

非常用発電機の燃料は，建物保安用設備及び火葬炉 29 基と火葬業務遂行のために最低限必要な設備が，3 日間（72 時間）稼働できる容量とする。

ウ　災害時における燃料の供給について

㋐ 備蓄型燃料

自家発電設備，火葬炉設備の使用燃料が，備蓄型燃料（白灯油，プロパンガス等）の場合は，リスク分散のために，備蓄設備を 2 基以上設けることとする。

㋑ 外部引き込み型燃料

自家発電設備，火葬炉設備の使用燃料が，外部引き込み型燃料（都市ガス等）の場合は, 災害時等のインフラ設備の供給停止に備えて代替燃料について考慮し，「ア　通常時」「イ　災害時」で示した能力を発揮できるようにする。

(4)　適用基準

ア　位置付け

本事業は，「市有施設の総合耐震計画及び耐震診断・改修要領」（市都市局建築部）に基づき，災害後も早期に機能の確保が必要な施設として整備する。

イ　施設の構造体耐震安全性の分類

施設の構造体耐震安全性の分類は，「総合耐震計画基準（(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成 8 年版）の，Ⅱ類とする。

ウ　施設の非構造部材耐震安全性能の分類

施設の非構造部材耐震安全性能の分類は，「官庁施設の総合耐震計画基準（(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成 8 年版）の，A 類とする。

エ　設備の耐震対策

設備の耐震対策については，「官庁施設の総合耐震計画基準（(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成 8 年版）の耐震クラスを，甲類とする。甲類において，「採用が望ましいもの」の取り扱いについては，事業者の判断による。

オ　施設の構造設計

施設の構造設計に当たっては，建築基準法による他，次の諸基準に準拠する。

・日本建築学会諸基準
・2001 年版　建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課他編集）
・「官庁施設の総合耐震計画基準（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成 8 年版）

カ　設計にあたっての留意事項

各工事の設計に当たっては，次の仕様書を参照する。

・「建築工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」(平成 13 年版)
・「機械設備工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」(平成 13 年版)
・「電気設備工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」(平成 13 年版)
・「土木工事共通仕様書(札幌市)」(平成 13 年度版)

キ　建物の耐久性能

本件施設の建設物としての耐久性能を 60 年とする。

ク　環境への配慮について

施設の設計に当たっては，「札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン」（資料－4）に基づいて行う。

(5)　適用法令

本事業の実施に当たっては，次の関係法令等を遵守すること。

・建築基準法
・消防法
・都市計画法
・宅地造成等規制法
・電気事業法
・電気設備に関する技術基準を定める省令
・大気汚染防止法
・悪臭防止法
・墓地，埋葬等に関する法律
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・騒音規制法
・振動規制法
・労働安全衛生法
・JIS（日本工業規格）
・JEM（日本電気工業会標準規格）
・JEC（日本規格調査会標準規格）
・高圧ガス事業法
・札幌市工事施工規程
・札幌市検査規程
・高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「ハートビル法」という。）

・危険物の規制に関する政令
・札幌市火葬場条例
・札幌市墓地，埋葬等に関する法律施行細則
・北海道福祉のまちづくり条例
・札幌市福祉のまちづくり条例
・札幌市緑の保全と創出に関する条例
・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針
・市有施設の総合耐震計画及び耐震診断・改修要領
・札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン
・その他施設の建設，維持，管理，運営に関する関係法令等

2　計画概要

(1)　全体構成及び配置計画

ア　動線計画

動線計画に当たっては，霊柩車到着，告別式，納棺，待機，開扉，拾骨，退場と連続する葬送行為の流れを考慮し，会葬のスムーズな進行を確保した計画を立案しなければならない。また，外国人や高齢者，身障者の利用にも配慮した，わかりやすい誘導表示を設置するものとする。

特に，本件施設は，札幌市の葬儀慣習により，一定の時間に多数の会葬者が利用することが予測されるため，会葬者の動線について十分な検討を行う。

イ　利用者にやさしい施設

火葬場は，「札幌市福祉のまちづくり条例」で特定整備建築物として整備されなければならない施設として規定されている。本事業では，同条例の「整備基準」を満たすことを条件とする。「北海道福祉のまちづくり条例」による「誘導的基準」の適合建築物とするかは，事業者の判断による。

また，高齢者や障害者をはじめ，すべての利用者が安心して利用できる，ユニバーサルデザインの概念に沿った施設づくりを行う。

ウ　配置計画，外構計画の基準

本件施設の配置計画では，以下の設置を基本方針とする。

㈠　緑地，緑化について

「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に従い，一定以上の緑地率，緑化率を確保する。敷地境界線に沿って環境緑地スペースを確保し，植樹による自然な遮蔽に配慮する。植樹の幅は 15m程度のグリーンベルトが望ましい。

樹木は，冬にも葉の落ちにくい常緑樹の高木と低木との組合せを基本とする。

㈡　駐車場計画

札幌市における葬儀習慣により，ご遺体は午前 10 時から 12 時までの 2 時間の間に，その日の火葬件数の約 90%が火葬場に到着する。特に，友引の翌日等，休み明けの火葬集中日には，会葬者が利用するバス等の車両の集中が予想される。

公道まで渋滞の影響が及ぶと，交通障害の原因となるため，敷地内に車両が並ぶことができるスペースを，十分に確保する。

駐車台数は，里塚斎場の利用実態から，バス 52 台（会葬者用 49 台，宮型霊柩車 3 台），乗用車 90 台（会葬者用 70 台，障害者用 5 台，来客用 5 台，葬祭業者 10 台）以上とし，その他に職員用駐車場を確保する。

㈢　雪の堆積スペースの確保

会葬者が車両から乗り降りする建物の正面は, ロードヒーティングにより融雪する。なお，ヒーティングの熱源は事業者の提案による。災害時の融雪は考慮しなくてもよいこととする。

また, 駐車場, 構内道路の除雪対策として, 除雪した雪の堆積スペースを確保する。

(エ) 雨水調整池の設置

事業者は，「第２斎場造成に伴う雨水流出抑制対策概要書」（別紙 23）に基づき，具体的な計画の策定を行い，河川管理者の指示に従って雨水調整池を設置するものとする。

なお，当該雨水調整池は恒久施設とし，事業期間中に亘り事業者が管理するものとする。

(オ) 周辺環境への配慮

近くの公園予定地（ごみ埋立跡地）からの眺望に配慮するものとする。

(カ) 季節風対策

本件土地は，日本海と手稲山に挟まれているため，夏と冬では大きく風向が変わることが予測される。冬季の吹きだまり対策等，風に対する影響について十分配慮して計画する必要がある。

なお，海側からの風による塩害対策は事業者の判断による。

(2) インフラ設備との接続

ア 上水道（市水）引き込み

既存給水本管 100Ａを 200Ａに敷設替えを行う。既存の各住宅に引き込まれている配管も現状復帰とする。

繋ぎ込み箇所から当施設の引き込み位置まで 150Ａにて給水本管を敷設する。費用は事業者負担とし, 竣工後水道局に移管する。（「上水道引き込み計画図」（別紙－11），「上水道繋ぎ込み・敷設替え計画図」（別紙－12）参照）

工事に当たり国道及び河川の横断は推進工法にて行うこと。

イ 下水道（汚水）

下水道公設桝（市下水道局が新設）に敷地からの汚水，雑排水を加圧方式，または，自然流下方式で放流する。放流方式は，入札参加者の提案による。（「下水道（汚水）放流計画図」（別紙－13）参照）

ウ 下水道（雨水）

敷地外付近の雨水接続桝（道路工事で設置）に敷地からの雨水を放流する。

エ 電力（北海道電力）

敷地北側より引き込みが可能である。敷地内に引込柱を設け，同柱に設置の区分開閉器により，財産及び責任分界点とする。なお，予備線及び予備電源の採用は，事業

者の提案による。

オ　電話（NTT 東日本）

敷地北側より引き込みが可能である。敷地内に引込柱（電力用引込柱と兼用するかは, 事業者の判断による）を設ける。建物内 MDF より引込柱までの配管工事は事業者, NTT 柱から建物内 MDF までの配線は NTT の工事とする。なお，光ケーブル及び 2 ルート引き込みの採用は，事業者の判断による。

(3)　設備計画

空調，照度等の室内環境は，「建築設備計画基準・同要領（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成 12 年版）によるものとする。ただし，以下に特記するものについては，これを優先する。

火葬炉等の廃熱の再利用は事業者の判断による。コジェネレーションシステムや自然エネルギー利用等により，余剰エネルギーが生じても全て斎場で利用するものとする。

ア　電気設備

(ｱ)　一般事項

更新性，メンテナンス性を考慮したものとする。

主要機器は屋内配置とする。

施設の各種機器の集中管理パネルを設置し，一括管理ができるようにする。

環境に配慮し，エコマテリアル電線の採用を積極的に行う。

自然採光を積極的に取り入れる等，照明負荷の削減について十分配慮した計画とする。

(ｲ)　設備項目

a　電灯設備

照明器具，コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行う。非常照明，誘導灯等は，関連法令に基づき設置する。

高効率型器具，省エネルギー型器具等の採用を積極的に行う。

吹抜等高所にある器具に関しては，自動昇降装置等にて容易に保守管理ができるようにする。

外灯は，自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。

各室において，照明の一括管理ができるようにする。

b　動力設備

ボイラー，空調機，ポンプ類，炉機械室等への配管配線工事及び幹線工事を行う。

動力制御盤は，原則として各機械室内に設置する。

c　避雷設備

必要な場合は，建築基準法に基づき設置する。

d　受変電設備

電気室に設置し，受電，変電を行う。

e　静止型電源設備

非常用照明，受変電設備の操作用電源として直流電源装置を設ける。

事業者が必要と判断する設備に，停電時保障用の無停電電源装置等を設ける。

f　発電設備

災害時等に対応するため停電時非常用電源を装備する。発電設備の能力は，各関連法令に定めのある機器類の予備電源装置として設けると共に，施設内の重要負荷への停電時送電用として設置した上で，火葬炉 29 基（全炉）と火葬業務遂行のために最低限必要な施設を稼働できるものとする。

発電装置の仕様は，火葬炉設備（火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な設備）については 72 時間（3 日間）の連続運転に，建物保安用設備については 168 時間（7 日間）の連続運転できるものとし，台数は事業者の提案による。

冷却方式は，空冷方式とする。

g　構内情報通信網設備

LAN の導入が可能なように，配管配線工事を行う。

h　構内電話設備

建物内各室に配管配線工事を行う。

建物内の連絡用として，内線電話機能及び外部通信用としての電話設備を設置する。また，必要箇所に公衆電話を設置する。

i　情報（時刻）表示設備

親時計を管理室に設け，施設内要所に子時計を設置し，配管配線工事を行う。

j　拡声設備

関連法令及び施設内案内用に放送設備を設置し，配管配線工事を行う。

また，BGM の実施等についても考慮する。

k　誘導支援設備

身体障害者用駐車場等にインターホン等を設置し，配管配線工事を行う。

エレベーター，多機能便所，会葬者用便所に押しボタンを設け，異常があった場合，表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置する。

l　呼び出し設備

管理諸室間に業務連絡用としてインターホン設備を設ける。設置箇所は，「3　施設概要・仕様等」において明記する他，事業者が必要と判断する部屋とする。

m　テレビ共同受信設備

UHF，VHF，BS 放送に対応したアンテナを設置し，各室直列ユニットまでの配管配線工事を行う。CS，デジタル放送への対応は事業者の判断による。

直列ユニットまでの配線を行う部屋，テレビの設置まで行う部屋は，「3　施設概要・仕様等」による他，事業者が必要と判断する部屋とする。

o　監視カメラ設備

監視カメラ設備は，「火葬炉設備工事」により整備することとし，必要箇所への配管配線工事のみを，電気設備工事とする。

p　防犯設備

夜間や閉場日に，本件施設敷地内に車輌等が無断で進入できないように，敷地周囲に柵等を設ける。

建物出入口は，常時出入の監視を行う。その他，防犯設備，監視設備等を適切に設置する。設置箇所については，事業者の提案による。

q　火災報知設備

関連法令により，受信機，感知器等を設置し，配管配線工事を行う。

r　構内配電線路設備

電力の引き込み及び外構に関する配管配線工事を行う。なお，配管は埋設方式とする。

s　構内通信線路設備

通信の引き込みに関する配管工事を行い，埋設方式とする。

t　テレビ電波障害防除設備

事業者は，計画内容による事前テレビ電波障害調査を実施する。施設建設に伴い，近隣にテレビ電波障害が発生した場合は，本事業によりテレビ電波障害防除施設を設ける。

イ　機械設備

㋐　一般事項

省エネルギー，省資源を考慮した設備とする。

更新性，メンテナンスを考慮した計画とする。

地球環境及び周辺環境に考慮した計画とする。

降雪，凍結に対処した設備とする。

井水利用は考慮しないものとする。

㋑　設備項目

a　空気調和設備

(a)　**熱源機器設備**

夏季の冷房熱源,冬季の暖房熱源,給湯用熱源のシステムは事業者の提案による。

燃料の種別に関しては事業者の提案による。

(b)　**空調設備**

各室の用途に応じ，室内環境を考慮した空調システムを採用する。方式については，事業者の提案による。

(c)　**床暖房設備等**

正面入口風除室，エントランスホール及び事業者が必要と判断する部屋に，床暖房を設置する。方式，暖房範囲は，事業者の提案による。

車寄せなど建物正面の車道・歩道にロードヒーティングを設置する。

エントランスキャノピー等，事業者が必要と判断する箇所には，ルーフヒーティング等を設置する。

b　換気設備

(a)　**換気設備**

特別控室及び空調設備によらない場合の管理諸室等には換気設備を設置する。方式は事業者の提案による。

(b)　**脱臭設備**

告別室，拾骨室に脱臭設備を設置する。

その他事業者が必要と判断する箇所に，脱臭設備を設置する。

なお，告別，拾骨中の脱臭，各室の壁面等の脱臭及び屋外への臭気拡散防止を考慮するものとする。

c　排煙設備

排煙は自然排煙を原則とするが，必要に応じ，機械排煙を行う。

d　自動制御設備

中央監視方式とし，監視室でコントロールする。

e　給水設備

給水系統は，飲料水・雑用水兼用とするが，事業者の判断により，別系統としてもよい。配管材料は，地中埋設配管は，架橋ポリエチレン管，その他の一般配管は，一般配管用ステンレス鋼鋼管（SUS304）とする。

f　排水設備

汚水，雑排水は，下水道に接続する。配管材料は，屋内については，汚水，雑排水は排水用塩ビライニング鋼管，通気管は配管用炭素鋼鋼管，枡間は遠心力鉄筋コンクリート鋼管とする。

g　衛生器具設備

高齢者，障害者にも使いやすい器具を採用する。また，節水型の器具を採用する。

h　給湯設備

特別控室，便所，給湯室，喫茶・軽食コーナー，授乳室，浴室・脱衣室，救護室，休憩室，その他事業者が必要と判断する部屋に，事業者の提案による方式にて給湯設備を設置する。配管材料は，一般配管用ステンレス鋼鋼管（SUS304）とする。

i　消火設備

消防法，同施行令及び同規則等の規定に準拠し，消火設備を設置する。

j　厨房設備

給湯室，喫茶・軽食コーナー等の熱源は，事業者の提案による。

3　施設概要・仕様等

(1)　施設概要

本事業により配置する施設ゾーンは，次のとおりとする。
各ゾーンについて設置階の限定はしないこととする。

ア　外部施設ゾーン

施設の性格上，高齢者や障害者の利用も多数に上ることから，アプローチや駐車場等の外部施設は，特に，バリアフリーを意識した計画とする。さらに，バリアフリーの概念を超えた，ユニバーサルデザインの考え方を意識した構成とすることが望ましい。

また，敷地周囲には，植栽，塀等の柵を設ける。

イ　待合いゾーン

不特定多数の利用がある待合ゾーンは，バリアフリーを意識した計画とすることはもちろんのこと，多数の団体が頻繁に出入するゾーンでもあり，明快な動線計画とする。

特別控室や待合いロビー等，会葬者が比較的長い時間を過ごす部屋については、特に厳粛で落ち着いた雰囲気が求められ，窓からの景観や遮音について十分に配慮する。

また，諸室の計画は，障害者の利用に十分配慮した空間構成，環境条件の設定，機器を選定する。

ウ　管理ゾーン

良好な執務条件の確保，作業効率の向上をめざし，コンパクトな動線計画，自然光を十分に取り入れた執務環境の実現，遮音性が高い快適な執務空間の創出，ゆとりのある作業スペースに留意して計画する。

エ　火葬ゾーン

火葬ピーク時にも，火葬業務がスムーズに行えるように，火葬炉機械室内作業スペースや火葬炉機械室とその後方諸室との連携に十分配慮する。

(2)　施設概要・仕様

「室名等」の欄の(　)内数字は，各室の必要面積を示すものであり，事業者は，当該各室において，必要面積以上を確保する。また，必要面積の記述がない各室面積については，事業者の提案による。

失禁や粗相による汚損を防止する家具什器等に配慮するものとする。

ア　外部施設（「室名等」欄の（　）内数値は必要面積を示す）

室　名　等	使　用　目　的	仕　様　条　件	必要備品等
施設利用者及びサービス用アプローチ	リムジンタイプの霊柩車と大型バスが横付けできる，利用者の乗降スペース。	降雨降雪時にも車両乗降に支障がないよう十分な余裕のある幅を持たせる。また，ハイデッカータイプのバスが入れるよう，有効天井高さ 4m以上を確保する。床はロードヒーティングによる転倒防止対策を施す。	事業者の提案による。
施設利用者及びサービス用駐車場・駐輪場等	会葬者及び葬儀関係者のための駐車駐輪スペース。	適切な駐車スペースを確保する。職員用と会葬者用はゾーン分けすることが望ましい。	<u>車いす使用者用駐車施設エリアの設定</u>，<u>一般・職員駐車場の表示看板</u>，<u>除雪用ポール(冬季)</u>，セーフティコーン，<u>身障者用インターホン</u>
屋上庭園	待合ゾーンに潤いと安らぎを提供する。	待合ゾーンに接して設け，安らぎと憩いの空間として，植栽，モニュメントで構成される。	
環境緑地	火葬場と周辺環境の調和を図るスペース。	隣地，一般道等からの景観的な遮蔽となる。敷地境界，道路境界に沿った，15m程度の常緑樹によるグリーンベルトが望ましい。	<u>常緑樹による植栽帯</u>
水子供養塔	引取りを希望しない水子焼骨を収める。	碑の仕様は事業者の提案とし，その地下を収納場所とする。防水を十分に施し，上部にはマンホールを設置する。収納場所の大きさは，事業期間中に出る全ての量を収められるものとする。	

※「必要備品等」欄の<u>下線</u>は建設費による整備部分を示し，その他は備品整備費による。

室　名　等	使　用　目　的	仕　様　条　件	必要備品等
供養塔	残骨灰，集じん灰等を収める。	碑の仕様は事業者の提案とし，その地下を収納場所とする。残骨灰と集じん灰の収納スペースは，壁等で完全に仕切り，防水を十分に施し，上部にはマンホールを設置する。収納場所の大きさは，事業期間中に出る全ての量を収められるものとする。	

※「必要備品等」欄の下線は建設費による整備部分を示し，その他は備品整備費による。

イ　待合いゾーン（「室名等」欄の（　）内数値は必要面積を示す）

室　名　等	使　用　目　的	仕　様　条　件	必要備品等
特別控室 (48 ㎡程度×31 室)	会葬団体毎に個別に利用する待合室。	長時間の着座が困難な方のために和洋折衷を基本とする。また，厳粛な雰囲気を損なうことのないよう，窓からの景観，遮音に十分配慮する。	テーブル,椅子,卓,座布団,スノコ,利用についてのお願い等表示板，TV 端子ユニット
待合ロビー（320㎡程度）	拾骨までの間, 会葬者が一時的な休憩を行う場所。	遺族の悲しみを和らげられるような質の高い空間と雰囲気を構成する。また，庭園等を配し，心静かに落ち着ける場所とする。	リビングテーブル, ソファ，時計，TV 端子ユニット＋本体, 植栽(プランター)
喫煙コーナー	本件施設のうち建物内は全館禁煙を原則とするが, 建物内の一部に喫煙コーナーを設ける。	換気について, 他のエリアへ煙が流れないように配慮する。	灰皿，長椅子
便所	会葬者のための便所	男子便所 2 ヶ所, 女子便所 2 ヶ所，多機能便所 4 ヶ所程度を計画する。	エアタオル, インターホン, 誘導支援用押しボタン
給湯室	会葬者に対し, 給茶サービスをするための湯沸室	特別控室に隣接して設置する。	ミニキッチン(給湯)
喫茶・軽食コーナー	待合ゾーン利用者の喫茶・軽食スペース	待合ロビーに近接して設置する。	テーブル，椅子，灰皿，厨房機器
授乳室	乳児への授乳を行う部屋。	待合ロビーの近辺に配置する。	椅子, オムツ替えベッド，ミニキッチン（給湯）
自販機コーナー	待合ゾーンの会葬者に対するサービスのため自販機を設置する。	待合ロビー, 売店に近接した位置が望ましい。	自動販売機
清掃業者控室	清掃業者の控室として利用する。	管理ゾーンへの動線を考慮する。	事業者の提案による
葬祭業者控室(40 ㎡程度×2 室)	葬祭業者の控室として利用する。		火葬状況表示モニター
リネン室	特別控室, 便所等のリネン室。		事業者の提案による

※「必要備品等」欄の下線は建設費による整備部分を示し，その他は備品整備費による。

室　名　等	使　用　目　的	仕　様　条　件	必要備品等
倉庫	特別控室の座布団や机，椅子等を収納する。		事業者の提案による
小荷物専用運搬昇降機及び前室	食事用，リネン用等，入札参加者の提案により設置する。		
幼児コーナー	幼児用の一時休憩室として設置する。	待合ロビーに近接して設置する。	事業者の提案による
売店	会葬者のために必要な物品を販売する。	待合ロビーに近接して設置する。	商品棚，レジカウンター
エレベーター	上下階の移動のためにエレベーターを設置する。	2 階で気分が悪くなり，救急車の出動要請も想定されることから，ストレッチャーが入るエレベーターとする。	「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づき設置
業務用エレベーター	リネンサービス用，給食サービス用等，入札参加者の提案により設置。		
エスカレーター	高齢者の利用の多い施設であることから，エスカレーターを設置する。	会葬者の上下階移動を考慮し，エスカレーターを設置する。	
廊下	高齢者，身障者の利用を考慮する。		プランター，長椅子
階段	高齢者，身障者の利用を考慮する。		

※「必要備品等」欄の下線は建設費による整備部分を示し，その他は備品整備費による。
　エレベーター，エスカレーターは会葬者が１階フロア以外を利用しない場合は考慮しないものとする。

ウ　管理ゾーン（「室名等」欄の（　）内数値は必要面積を示す）

室　名　等	使　用　目　的	仕　様　条　件	必要備品等
風除室	立地条件を考慮し，メインのエントランスホールに限らず，外部出入口全てに風除室を設ける。	内外の扉が同時に開いているような構造とならないように配慮する。車椅子置場や台車置場を隣接させる。	傘立て，<u>靴拭きマット</u>，車椅子，台車，傘入れビニールホルダー，<u>足元注意・休業日の案内板，火葬時間帯一般見学お断りの看板</u>
エントランスホール	施設の主出入口として機能する。	会葬者が，最初に足を踏み入れるスペースであり，静粛な中にも安らぎが感じられる空間が望まれる。	長椅子，ソファ，リビングテーブル，灰皿，公衆電話，タバコ自販機
事務室	当館全体の事務を取り扱う部屋。	建物内外での会葬者の動きや葬送行為の流れを把握しやすいよう，エントランスホールに隣接して設ける。室内に応接コーナーを設けることが望ましい。	<u>火葬状況表示モニター，インターホン，TV 端子ユニット</u>＋本体 ※喫煙コーナー設置予定
会議室	職員等の会議に供する。	事務室に隣接して設ける。	事業者の提案による
休憩室(男女別)	職員用の休憩室		事業者の提案による
浴室・脱衣室	職員用の浴室と脱衣室	休憩室に隣接して計画する。	<u>ユニットバス,洗面化粧台</u>
救護室（40 ㎡程度）	本件施設利用者全てを対象とした救護室	サブエントランス，救急車両搬入口付近に設けることが望ましい。	洗面台，その他は事業者の提案による
運転関係者控室	送迎バス・タクシー運転手の控室として設置する。	サブエントランス付近に設けることが望ましい。	<u>インターホン，洗面台</u>
葬祭業者控室	管理ゾーンにも葬祭業者控室を設置する。	エントランスホール付近に設置する。	<u>インターホン,洗面台,火葬状況表示モニター</u>
会葬者用便所	事務ゾーンにも会葬者用便所を設置する。	エントランスホール付近に設置する。	<u>洗面化粧台</u>

※「必要備品等」欄の<u>下線</u>は建設費による整備部分を示し，その他は備品整備費による。

室　名　等	使　用　目　的	仕　様　条　件	必要備品等
柩運搬車置場	霊柩車で運ばれてきた棺を載せる運搬車を, 保管する場所。	エントランスホール付近に設置する。	事業者の提案による
霊安室	何らかの理由で火葬を延期しなければならなくなり, 遺族等に遺体の保管場所がない場合, 遺体を冷蔵・保管する部屋	遺体の腐敗を防ぐため, 遺体用冷蔵庫（霊安庫）を用意する。	**遺体霊安庫 3 台**
倉庫	事務室等, 管理ゾーンに関わる物品の倉庫。	適切な規模・形状を確保する。	事業者の提案による
リネン室	事務室等，管理ゾーンに関わる物品のリネン室。	適切な規模・形状を確保する。	事業者の提案による
会葬者用更衣室	会葬者用更衣室を管理ゾーンに設ける。	適切な規模・形状を確保する。複数室あるのが望ましい。	洗面台，その他は事業者の提案による
書庫	事務書類等を, 保管する書庫。	事務室の近辺に計画することが望ましい。	事業者の提案による
職員便所	職員用便所。	事務室の近辺に計画することが望ましい。	**洗面台(給湯)**
職員更衣室	職員用更衣室。	事務室の近辺に計画することが望ましい。	事業者の提案による
お帰り口風除室	サブエントランス（お帰り口）の風除室。	内外の扉が, 同時に開放されない配慮を施す。	**事業者の提案による**
廃棄物倉庫	廃棄物を一時保管する倉庫。		台車
廊下・階段	高齢者, 身障者の利用を考慮する。	「札幌市福祉のまちづくり条例」を考慮する。	
空調機械室 ボイラー室 発電機室 電気室	本件施設建物の空調機械室, ボイラー室, 発電機室, 電気室	管理ゾーンからの動線に配慮し, 所定の性能を確保。	事業者の提案による

※「必要備品等」欄の下線は建設費による整備部分を示し，その他は備品整備費による。

エ　火葬ゾーン（「室名等」欄の（　　）内数値は必要面積を示す）

室　名　等	使　用　目　的	仕　様　条　件	必要備品等
告別室 (100 ㎡程度×2 室)	会葬者と遺体の, 最後の別れの場所。	最後の別れの場にふさわしい厳粛な空間とする。特定宗教, 宗派の様式に偏らないよう配慮する。	コート・ハンドバック等置台,<u>時計</u>,テーブル,鈴(ﾘﾝ),ロウソク立て,花瓶,写真立て
拾骨室 （45 ㎡程度×14 室）	会葬者が拾骨する部屋	拾骨する人全員がゆとりを持って拾骨できる空間とする。また，出入り口は, 車椅子利用者が出入りしやすいよう配慮する。	コート・ハンドバック等置台，長椅子，棚，拾骨用具
炉前ホール （800㎡程度）	火葬炉に棺を納める作業を行う場所。	柩運搬車から炉内台車, 炉内台車運搬車への載せ換え作業を円滑にできるスペース, 広さに見合った天井高を確保する。自然光を室内に入れる等, 空間の雰囲気づくりに留意し計画する。また，ホール幅は, 最低でも 6mは確保する。床は，柩運搬車・炉内台車・炉内台車運搬車の重量に耐えられる材料で構成する。また，職員の待機場所を考慮する。	
炉内台車及び運搬車置場	炉内台車及び運搬車を保管する。 また必要に応じて炉内台車の清掃を行う。	炉前ホールに近接して配置する。	充電機，ホワイトボード，<u>洗面台</u>,ロッカー,工具,スペアの火格子，台車保護材，吸引ホース
残骨灰・集じん灰庫	残骨灰及び集じん灰を吸引装置により収集する部屋。	重金属類等を含んでいる可能性が高いため, 慎重に処理する。	掃除機, 小荷物専用運搬昇降機, ビニール袋置場等の棚，工具，プレスバッグ
監視室	火葬炉設備等を監視・管理するための場所。	炉室に隣接した場所に配置する。	<u>監視装置機器一式</u>,<u>連絡用掲示板</u>,<u>職員ｼﾌﾄ表示板</u>
休憩室・ロッカー室・便所	職員の休憩等に供する場所。	炉室に隣接した場所に配置する。	事業者の提案による

※「必要備品等」欄の<u>下線</u>は建設費による整備部分を示し，その他は備品整備費による。

室　名　等	使　用　目　的	仕　様　条　件	必要備品等
工作室・倉庫 ※設置の有無は，事業者の提案による	耐火ベッドを制作するための室	工作室として，材料等の保管を考慮したスペースを確保する。	事業者の提案による
廃棄耐火ベッド置場	廃棄する耐火ベッド等を保管するスペース	廃棄する耐火ベッド（年間 50 台程度）の保管スペースを確保する。	
職員玄関	職員用玄関	火葬ゾーン，管理ゾーンの双方に近接して設けることが望ましい。	傘立て，靴拭きマット
搬入口	外部からの搬入口	火葬炉等の搬入が，容易な位置にとることが望ましい。	
消火ポンプ室	消火水槽のためのポンプ置場		
拾骨ホール・拾骨廊下	待合いゾーンから拾骨室への通路及び前室。	待合いゾーンからの動線に配慮する。	
炉機械室	排風機，集じん器，冷却器等を設置する。	2 炉 1 系列とする。	事業者の提案による
炉室	火葬炉を設置する場所。	火葬作業は，高温と騒音の中で長時間行われる作業であることから，従事者の健康管理に留意し，吸音，空調，採光等を十分検討し，良好な作業環境を保つよう配慮する。	業務用冷蔵庫（胞衣産わい物等保管用）
倉庫	炉室に必要な物品のストックヤード。	炉室に近接した場所に計画する。	事業者の提案による
階段	「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づき設置する。	ユニバーサルデザインを意識した階段とする。	

※「必要備品等」欄の下線は建設費による整備部分を示し，その他は備品整備費による。

(3)　仕上げ計画

仕上げ計画に当たっては，周辺環境との調和を図るとともに，維持管理についても留意し，清掃しやすく管理しやすい施設となるよう配慮し，外装については，使用材料や断熱方法等，工法を十分検討し建物の長寿命化を図る。

また，使用する材料は，ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに，建設時，改修時及び解体時における環境汚染防止に配慮する。

仕上げの選定に当たっては「建築設計基準及び同解説（（旧）建設大臣官房官庁営繕監修）」（最新版）に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とする。

また，以下の仕上げ表は，「基本構想」の仕上げ表を掲載したものであり参考である。

ア　外部仕上表（「基本構想」の仕上げ表を掲載したもので参考である）

部　位	仕　上	
屋根	一般屋根 車寄せ庇屋根 屋上庭園 バルコニー	コンクリートコテの上アスファルト防水 アスファルト防水の上玉砂利押え 防水押えコンクリートの上磁器質タイル（粗面） コンクリートコテの上ウレタン塗膜防水
笠木	アルミ笠木	
軒天	車寄せ軒天 正面・帰り口軒天 その他	アルミパネル（自然発色） ケイ酸カルシウム板＋ポリウレタン塗装 フレキシブルボード＋VP
外壁	一般外装 正面車寄せ ｶｰﾃﾝｳｵｰﾙ下部 ﾌﾚｰﾑ・ﾊﾞﾙｺﾆｰ 屋上階段室	セッキ質タイル２丁掛 御影石＋JB コンクリート打放しフッ素クリヤー コンクリート打放しエポキシ系吹付タイル
建具	ｱﾙﾐｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ アルミ製建具	
外部床	正面車寄せポーチ その他建物廻りポーチ	御影石＋JB 磁器質タイル（粗面）

イ　内部仕上表①（待合ゾーン）（「基本構想」の仕上げ表を掲載したもので参考である）

室　名	床	壁	天　井
特別控室	カーペットタイル タタミ	PB＋VC	不燃銘木パネル
待合ロビー	カーペットタイル フローリング	不燃銘木パネル PB＋VC	PB＋EP
男子便所 女子便所	御影石，本磨き	スチールパネルシート貼	RB
多機能便所	長尺シート	ｽﾁｰﾙﾊﾟﾈﾙ塗装板	RB
給湯室	長尺シート	耐水 PB＋VP	耐水 PB＋VP
子供コーナー	カーペットタイル 長尺シート	PB＋VC	RB
売店	長尺シート	PB＋VC	PB

室　名	床	壁	天　井
喫茶・軽食コーナー	エポキシ塗床	化粧ケイ酸カルシウム板	フレキシブルボード
喫煙室	長尺シート	PB＋VC	PB＋VC
授乳室	長尺シート	PB＋VC	PB＋VC
清掃関係者等控室・葬祭業者控室	長尺シート タタミ	PB＋VC	PB＋VC
リネン室・倉庫	長尺シート	PB＋EP	化粧 PB
エレベーターホール・廊下	カーペットタイル	不燃銘木パネル PB＋VC	RB

ウ　内部仕上表②（管理ゾーン）(「基本構想」の仕上げ表を掲載したもので参考である)

室名	床	壁	天　井
風除室　1	ﾅｲﾛﾝｺｰﾄﾞ系ｺﾞﾑﾀｲﾙ	御影石＋JB	アルミパネル
エントランスホール	御影石＋JB	御影石＋JB	吸音用アルミパネル
事務室・応接室	カーペットタイル （ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ）	PB＋VC	化粧 PB
会議室	カーペットタイル	PB＋VC	RB
休憩室（男女）	長尺シート タタミ	PB＋VC	化粧 PB
脱衣室	長尺シート	耐水 PB＋VP	耐水 PB＋VP
浴室	モザイクタイル	ステアタイト質タイル	バスリブ
救護室	長尺シート	PB＋VC	化粧 PB
運転関係者控室	長尺シート	PB＋VC	化粧 PB
お帰り口	ナイロンコード系ゴムタイル	御影石＋JB	RB
エレベーターホール	御影石＋JB	御影石＋JB PB＋VC	RB
会葬者更衣室	長尺シート	PB＋VC	化粧 PB
職員更衣室	長尺シート	PB＋VC	化粧 PB
男子便所・ 女子便所	モザイクタイル	ステアタイト質タイル	化粧 PB
書庫・倉庫・リネン室	半硬質ノンアスベストタイル	PB＋EP	化粧 PB
葬祭業者控室	長尺シート	PB＋VC	RB
霊安室	長尺シート	PB＋VC	化粧 PB
ゴミ置場	コンクリートコテ 防じん処理	コンクリート素地 複合板(SF＋木毛板)	コンクリート素地

室名	床	壁	天　井
職員玄関	磁器質タイル	ケイ酸カルシウム板 ＋VP	フレキシブルボード ＋VP
電気室	コンクリートコテ 防じん処理	コンクリート素地 複合板(SF＋木毛板)	コンクリート素地
空調機械室	コンクリートコテ 防じん処理	グラスウールボード	グラスウールボード
発電気室	コンクリートコテ 防じん処理	グラスウールボード	グラスウールボード
ボイラー室	コンクリートコテ 防じん処理	グラスウールボード	グラスウールボード

エ　内部仕上表③（火葬ゾーン）（「基本構想」の仕上げ表を掲載したもので参考である）

室　名	床	壁	天井
告別室	御影石＋JB	御影石＋JB PB＋VC	RB＋EP
炉前ホール	御影石＋JB	御影石＋JB PB＋VC	吸音用アルミパネル PB＋EP
拾骨室	御影石＋JB 長尺シート	御影石＋JB 漆喰風仕上塗材	RB＋EP
拾骨ホール・廊下	カーペットタイル	PB＋VC	PB＋EP
耐火ベッド置場	御影石＋JB	PB＋VC	RB＋EP
炉機械室	コンクリートコテ 防じん処理	グラスウールボード	グラスウールボード
監視室	カーペットタイル （ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ）	PB＋VC	RB
休憩室	カーペットタイル タタミ	PB＋VC	PB＋VC
残灰庫	コンクリートコテ 防じん処理	コンクリート素地 複合板(SF＋木毛板)	コンクリート素地
工作室・倉庫・廃棄耐火ベッド置場	コンクリートコテ 防じん処理	コンクリート素地 複合板(SF＋木毛板)	コンクリート素地
廃棄物倉庫	コンクリートコテ 防じん処理	コンクリート素地 複合板(SF＋木毛板)	コンクリート素地
搬入口	コンクリートコテ 防じん処理	コンクリート素地 複合板(SF＋木毛板)	コンクリート素地

室　名	床	壁	天井
粉末庫 （消火設備）	コンクリートコテ 防じん処理	コンクリート素地 ブロック化粧積	コンクリート素地
冷蔵庫（ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ 冷蔵庫）			
集じん器室	コンクリートコテ 防じん処理	グラスウールボード	グラスウールボード
階段室	モルタルコテ押え	コンクリート素地 （手スリ壁）	グラスウールボード

凡例：JB　ジェットバーナー
　　　VC　ビニールクロス
　　　VP　塩化ビニル樹脂エナメル
　　　EP　合成樹脂エマルジョンペイント
　　　PB　石膏ボード
　　　RB　ロックウール吸音板
　　　SF　押出し発泡スチレン板

4　火葬炉設備要件

本要求水準書は，要求水準達成のための最低限の必須事項を定めたものであり，市は本件施設がこの要求水準以上であることを求めるものである。

従って，入札参加者に，本要求水準以上の公害防止対策を講じた火葬炉設備，運営・管理システム等についての積極的な提案を望むものである。

(1)　基本要件

ア　火葬炉設備工事概要

(ｱ)　火葬炉設置基数

a　火葬炉

29 基（標準炉 27 基，大型炉 2 基）

b　焼却炉

1 基（胞衣等の焼却用）

(ｲ)　設計上の留意すべき事項

諸設備は高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有するものとする。

省力化及び諸経費の軽減に十分配慮した設備とする。

ばい煙，悪臭，騒音等の公害の発生防止に十分配慮するものとし，無煙・無臭化を目指すものとする。

火葬開始後は，いかなる部位の故障があっても，予備の機器や他系列の設備を介するなどし，当該火葬炉内で火葬を完了させるものとする。

作業環境及び労働安全，衛生に十分配慮するものとする。

火葬に係る作業全般において，自動化を図り，コストの低減を目指すものとする。

将来の火葬炉設備の更新等を考慮した設備配置とする。

イ　火葬炉設備主要項目

(ｱ)　火葬重量

a.　火葬重量

本件施設には，標準炉及び大型炉を設置する計画であり，それらの火葬重量は次のとおりとする。（燃焼計算書の基本要件では，遺体重量を 75kg とする。）

なお，告別室内または柩運搬車のいずれかには，火葬重量を計測・記録する手段を具備するものとする。

区分	遺体重量	棺重量	副葬品
標準炉用	60～75kg	20 kg	5 kg
大型炉用	75～120 kg	25 kg	5 kg

b　最大棺寸法

区分	長さ	幅	高さ
標準炉用	2,000 mm	600mm	500mm
大型炉用	2,300 mm	700mm	600mm

(ｲ)　火葬炉主要機能

火葬炉の主要機能は，以下のものとする。

a　火葬時間

(a)　標準炉

主燃バーナ着火から主燃バーナ消火まで通常 60 分とする。

火葬時間は，火葬計画を遂行する上で最も重要な要素であるので，時間厳守が可能なようにバーナ容量等について十分な検討を行う。

(b)　大型炉

排ガス処理容量に対応するため，標準炉より火葬時間を延長することを前提とする。

(c)　冷却時間

炉内冷却と前室冷却は，冷却を開始してから 15 分以内で拾骨が可能な温度になるものとする。

b　運転回数（火葬炉）

3 回／炉・日（ 最大 4 回／炉・日 ）

c　使用燃料

事業者の提案による。

d　主要設備方式

(a)　炉床方式

台車式

(b)　排気方式

強制排気方式（2 炉 1 排気系列）

e　燃焼監視・制御

各火葬炉について，燃焼，冷却，排ガス状況等の監視，各機器の制御をコンピューター等で行うものとする。また，主要項目のデータについては記録して市へ提示し、市が確認するものとする。

f　異常・非常時の運転

炉内温度，炉内圧，排ガス温度等に異常が生じた場合には適切に対応し，火葬を

継続できる運転システムとする。

当該系列の排気系統が故障（排ガス冷却器に熱交換器を使用する場合は，熱交換器の故障を含む）した場合に，他系列を介するなどして排気できる手段を講じるものとする。

災害時等の停電時には，発電設備からの電力供給を受けるシステムとする。

停電時においては，火葬炉 29 基を同一時間帯に強制排気方式で運転するが，この際バグフィルターは使用しなくてもよい。

発電設備の容量は，上記条件及び他の斎場設備の運転条件を考慮して，決定する。

g　公害防止基準

(a)　排ガス基準

排ガス基準は，次表のとおりであり，一工程の平均値とする。また，①～④の基準値は排気筒出口とする。

①　ばいじん量	0.01g /Nm3　以下
②　硫黄酸化物	50ppm　以下
③　窒素酸化物	250ppm　以下（連続測定）
④　ダイオキシン類	1 ng－TEQ /Nm3　以下

(b)　臭気基準

次の基準値以下とする。

・臭気指数　（排気筒出口）　法に基づき算定した指数
　　　　　　（斎場の敷地境界）　10

・特定悪臭物質濃度（排気筒出口）

ｱﾝﾓﾆｱ	1	ppm	ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.05	ppm
ﾒﾁﾙﾒﾙｶﾌﾟﾀﾝ	0.002	ppm	ﾉﾙﾏﾙﾌﾞﾁﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.009	ppm
硫化水素	0.02	ppm	ｲｿﾌﾞﾁﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.02	ppm
硫化ﾒﾁﾙ	0.01	ppm	ｲｿﾊﾞﾚﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.003	ppm
二酸化ﾒﾁﾙ	0.009	ppm	ｲｿﾌﾞﾀﾉｰﾙ	0.9	ppm
ﾄﾘﾒﾁﾙｱﾐﾝ	0.005	ppm	酢酸ｴﾁﾙ	3	ppm
ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.05	ppm	ﾒﾁﾙｲｿﾌﾞﾁﾙｹﾄﾝ	1	ppm
ｽﾁﾚﾝ	0.4	ppm	ﾄﾙｴﾝ	10	ppm
ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝ酸	0.03	ppm	ｷｼﾚﾝ	1	ppm
ﾉﾙﾏﾙ酪酸	0.001	ppm	ｲｿ吉草酸	0.001	ppm
ﾉﾙﾏﾙ吉草酸	0.0009	ppm	ﾉﾙﾏﾙﾊﾞﾚﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.009	ppm

(c)　騒音基準

全炉運転時に次の基準値以下とする。

敷地境界	朝　（　6：00～　8：00　）	45 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ
	昼間（　8：00～ 19：00　）	55 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ
	夕　（ 19：00～ 22：00　）	45 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ
	夜間（ 22：00～　6：00　）	40 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ

炉前ホール	昼間（　8：00～ 19：00 ）	60 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ

(d)　**振動基準**

全炉運転時に次の基準値以下とする。（敷地境界）

昼間　（　8：00～ 19：00 ）	60 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ
夜間　（ 19：00～　8：00 ）	55 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ

(e)　**その他**

火葬炉は，2 炉 1 排気系列とする。。

公害防止基準は，排気筒出口濃度を示す。また，示された基準値等は，特に断りがない限り $O_2$12%換算値とする。

ダイオキシン類の中にコプラナーPCB を含む（WHO-TEF（1998）適用）。また，その測定方法は，「火葬場からのダイオキシン類排出抑制対策の検討（平成 10 年度厚生科学研究）」で採用された，1 個体全てから発生されるダイオキシン類総量を測定する方法による。

本項に特に指定しないものについては，関係法令・関係条例によるものとする。

ウ　焼却炉

本炉は，胞衣産わい物，臓器等を専用に焼却するもので，その性能は標準火葬炉と同等（前室，化粧扉は除く）とする。

なお，排気系統は標準火葬炉の１基と接続させる。

エ　設備機能の確保

本要求水準書に特に明記されていない事項であっても，要求水準達成のために必要な設備，または性能を発揮させるために当然必要とされるものについては，事業者の責任において完備しなければならない。

オ　材料及び機器

㈦　基本事項

使用する材料及び機器は，すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で，かつ，すべて，日本工業規格（JIS），電気学会電気規格調査標準規格（JEC），日本電気工業会標準規格（JEM）に規格が定められているものは，これらの規格品を使用しなければならないほか，次の項目にも適合するものとする。

・高温部に使用される材料及び機器類は，事業者の判断により選定する。
・腐食性環境で使用する材料は，耐蝕性に優れていること。
・摩耗の恐れのある環境で使用する材料は，耐摩耗性に優れていること。
・屋外で使用されるものは，耐候性に優れていること。
・駆動部を擁する機器は，低騒音･低振動性に優れていること。

なお，使用する材料及び機器は，過去の実績，公的機関の試験成績等を十分検討のうえ選定するとともに，できる限り汎用品を使用するよう努めるものとする。

⑴ 機材メーカーの選定基準

本設備に使用する材料及び機器類は，事業者の判断により選定する。

カ 排ガス等検査と保証事項

⑺ 排ガス等検査

事業者は，竣工時及び毎年 1 回，市の立会いのもと排ガス等の検査を実施し，検査結果を市に報告するものとする。

なお，排ガス等の検査は，市が指定する検査機関に委託するものとする。

a 排ガス等の検査条件

大気汚染に関わる測定（排ガス，臭気）は，原則として 2 炉 1 排気系列同時運転（実運転）時に実施する。

大気汚染に関わる測定は，竣工時は全系列について行い，その後は毎年市が指定する 1 系列について行うものとする。

騒音，振動に関わる測定は，竣工時の全炉運転（空運転）時に行い，その後は検査項目から除外する。

排ガス等検査は，公害防止基準に掲げた項目について実施する。なお，事業者は検査方法等を明記した検査要領書を作成し，市の承諾を得なければならない。

排ガス等の検査の実施時期は，市と協議して決定するものとする。

検査項目ごとの測定方法，分析方法等は，関係法令及び規格等に準拠して行うものとする。

排ガス等検査の結果，大気汚染に関わる公害防止基準のうち 1 項目でも基準値を満足しない系列がある場合は，その原因を速やかに市に報告して事業者の責任において改善を行い，改めて当該系列の再検査を行うものとする。

なお，上記検査以外に，集じん灰のダイオキシン類の検査を毎年実施するものとする。

⑴ 保証事項

a 責任施工

事業者は，本要求水準書等に明示されていないものであっても，性能を発揮するために必要な設備等は事業者の負担で整備しなくてはならない。

b 保証内容

(a) 機器の保証

事業期間中は，すべての機器の性能・能力を保証するものとする。

事業期間中に生じた設計・施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は，事業者の負担により速やかに補修・改造または交換しなければならない。

(b) **性能の保証**

標準炉及び焼却炉については，本要求水準書に記載された火葬・冷却時間，運転回数能力及び公害防止基準を遵守する。この場合，市が提示した火葬重量と異なっていても，この性能は保証されるものとする。

また，大型炉については，火葬時間を除く性能保証事項を標準炉と同等とする。

(2) 機械設備工事仕様

ア 共通事項

(ｱ) 一般事項

設備の保全及び日常点検に必要な歩廊，柵，手摺，架台等を適切な場所に設けること。なお，作業能率，安全性を十分考慮した構造とする。

機器の配置の際は，点検，整備，修理などの作業を安全に行えるよう，周囲に十分な空間と通路を確保しなければならない。

高所に点検等の対象となる部分のある設備では，安全な作業姿勢で行える作業台を設けるものとする。

騒音，振動を発生する機器類は，防音，耐震対策を講じるものとする。

回転部分，運転部分，突起部分には，保護カバーを設けるものとする。

電動機は，用途に応じた構造形式及び使用環境に適した保護形式のものとする。

(ｲ) 歩廊・作業床・階段工事

歩廊，作業床，階段の床はグレーチングとする。なお，点検口付近の床は，チェッカープレートとする。

通路は，段差を設けないものとし，障害物が避けられない場合は踏み台等を設けるものとする。

必要に応じて，手摺り，ガードを設ける等，転落防止策を講じるものとする。

歩廊は，原則として行き止まりを設けてはならない（2 方向避難の確保）。

階段の傾斜角（原則として 45 度以下），蹴上，踏み面は統一するものとする。

(ｳ) 配管工事

使用材料及び口径は，使用目的に最適な仕様のものを選定する。

建築物の貫通部及び配管支持材は，美観を損なわぬよう留意する。

要所に防振継手を使用し，振動に考慮する。

バルブ類は，定常時の設定（「常時 開」等）を明示する。

(ｴ) 保温・断熱工事

火葬炉設備の性能保持,作業安全及び作業環境を守るため，保温，断熱工事を行う。

外装材等は使用環境に適した材料を選定する。

高温となる機器類は，断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じる。

ケーシング表面温度は，最高でも 50℃以下となるよう施工する。

(ｵ)　塗装工事

機材，装置は原則として現場搬入前に錆止め塗装をしておく。

塗装部は，汚れや付着物の除去,化学処理等の素地調整を十分行う。

塗装材は，塗装箇所に応じ耐熱性,耐蝕性,耐候性等を考慮する。

塗装仕上げは，原則として錆止め塗装補修後，中塗り 1 回，上塗り 2 回とする。

機器類は，原則として機器名を表示するものとする。

配管は，各流体別に色分けをし，流体名と流動方向を表示する。

(ｶ)　その他

火葬業務に支障が生じないよう，自動操作の機器は手動操作への切り替えができるものとする。

本設備は，地震の際にも安全及び施設機能の確保が図れるよう施工する。

火葬中の停電時においても,安全かつ迅速に復旧して業務を継続できるものとする。

将来の火葬炉の更新等を考慮した機器配置とする。

イ　燃焼設備

(ｱ)　主燃焼室

a　一般事項

ケーシングは鋼板製とし，極力隙間から外気の侵入がない構造とする。

柩の収容，焼骨の取出しが容易である等，維持管理面を考慮した構造とする。

炉の構造材は，使用場所に応じた特性及び十分な耐久性を有するものとする。

ケーシング表面温度は，最高 50℃以下とする。

断熱扉（柩搬入口）は，開閉装置の故障の際に手動で開閉できるものとする。

焼却炉は，主な仕様を標準炉と同等とする。

b **主要項目**

(a)　**型　式**

台車式

(b)　**数　量**

標準炉 27 基，大型炉 2 基，焼却炉 1 基

(c)　**炉内温度**

800℃～950℃

(ｲ)　炉内台車

a　一般事項

柩の収容，焼骨の取出しが容易なものとする。

十分な耐久性を有し，汚汁の浸透による臭気発散がない構造とする。

台車の表面は，目地無しの一体構造とする。

焼却炉は，主な仕様を標準炉と同等とし，主燃焼炉前で本台車を支持・固定して清掃等ができる構造とする。

b　主要項目

(a) **数 量**

44 台（大型炉，焼却炉を含む）。その他，必要数の予備を用意する。

(b) **付属品**

予備台車保管用架台等必要なもの一式

(ｳ)　炉内台車移動装置

a　一般事項

炉内台車を前室及び主燃焼炉内に安全に移動できるものとする。

機械的な故障時においても，手動に切り替えて運転できるものとする。

主燃焼炉内への空気の侵入を極力防止できる構造とする。

b　主要項目

(a)　**数量**

30 台（大型炉，焼却炉を含む）

(b)　**付属品**

必要なもの一式

(ｴ)　再燃焼室

a　一般事項

燃焼効率及び排ガスの攪拌･混合性に優れた構造とする。

火葬開始時から，ばい煙，臭気の分解に必要な性能を有するものとする。

ケーシング表面温度は 50℃以下とする。

最大排ガス発生時の滞留時間を 1 秒以上とする。

出口の残存酸素濃度を 6%（1 工程の平均値）以上とする。

排気筒内の一酸化炭素濃度が 50ppm（$O_2$12%換算値：1 工程の平均値）以下となるよう燃焼条件等を考える。

b　主要項目

(a) **型式**

主燃焼炉直上型

(b) **数量**

30 炉（焼却炉を含む）

(c) **炉内温度**

800℃～950℃（設定温度 850℃）

(オ) 燃焼装置

a 主燃焼炉用バーナ

(a) **一般事項**

火葬に適した性能を有し，安全確実な着火と安定した燃焼ができるものとする。

低騒音で安全性が高いものとする。

(b) **主要項目**

数量	30 基
燃料	入札参加者の提案による
着火方式	自動着火方式
傾動方式	電動式（故障時には手動で傾動が可能なこと）
操作方式	自動制御（手動操作に切り替えができること）
付属品	着火装置，火炎監視装置，燃料制御装置，その他必要なもの一式

b 再燃焼炉用バーナ

(a) **一般事項**

ガスとの混合接触が十分に行える火炎形状とする。

安全確実な着火と安定した燃焼ができるものとする。

低騒音で安全性が高いものとする。

5 分程度で 800℃まで昇温できる容量とする。

(b) **主要項目**

数量	30 基
燃料	入札参加者の提案による
着火方式	自動着火方式
操作方式	自動制御（手動操作に切り替えができること）
付属品	着火装置，火炎監視装置，燃料制御装置，その他必要なもの一式

c 燃焼用空気送風機

(a) **一般事項**

容量は, 実運転に支障がないよう余裕があり, 安定した制御ができるものとする。

低騒音，低振動のものとする。

(b) **主要項目**

数量	30 基
風量制御方式	回転数制御方式（インバーター方式）

ウ　通風設備

(ｱ) 排風機

a　一般事項

実運転に支障がないよう風量，風圧に余裕がある容量とする。

排ガスに対する耐熱性，耐蝕性を有するものとする。

軸受の冷却は空冷式とする。

低騒音，低振動であることとする。

排ガスの異常高温時に排風機を保護するためのバイパス及びバイパスダンパーを設けるものとする。

b　主要項目

型式	電動機直結型ターボファン
数量	15 基
風量制御方式	回転数制御方式（インバーター方式）

(ｲ) 煙道

a　一般事項

冷却装置，集じん装置，排気筒を除く排ガスの通路とする。

ダスト堆積の恐れがない構造とする。

内部の点検・補修がしやすい構造とし，適所に点検口等を設ける。

熱による伸縮を考慮した構造とする。

当該系列の排風系統が故障（排ガス冷却器に熱交換器を使用する場合は，熱交換器の故障を含む）した場合に，他系列を介するなどして排気できる手段を講じるものとする。

b　主要項目

数量	15 系列分
付属品	点検口等，必要なもの一式

(ｳ) 排気筒

a　一般事項

騒音発生の防止，排出ガスの大気拡散，雨水等の侵入防止を考慮した適切な構造とする。排気筒上部にかさ等を設置しないこと。

耐振性，耐蝕性，耐熱性を有するものとする。

排ガスの偏流がなく測定が安全に行える位置に測定口（100Ａ×2），及び測定用のステージ等を設ける。なお，炉機械室内に測定時の足場に代替できる通路等が確保されている場合は，測定用ステージ等の設置は不要とする。

b　主要項目

数量	15 基
付属品	点検口，点検用ステージ（必要に応じて） 排ガス，臭気の測定口

エ　排ガス冷却設備

(ｱ) 排ガス冷却器

a　一般事項

再燃焼炉から排出される高温ガスを，指定する温度まで短時間で均一に降温できる構造とする。

耐熱性，耐蝕性にすぐれた材質とする。

排ガス冷却に空気式熱交換器を使用する場合は，ダイオキシンの再合成に十分配慮するものとする。

b　主要項目

排ガス温度	出口 200℃以下

(ｲ)　冷却用空気送風機

a　一般事項

容量は，実運転に支障がないよう余裕があり，安定した制御ができるものとする。

低騒音，低振動のものとする。

b　主要項目

風量制御方式	回転数制御方式（インバーター方式）

オ　排ガス処理設備

(ｱ)　集じん装置

a　一般事項

排ガスが偏流しない構造とする。

排ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質・構造とする。

捕集したダストは，自動で集じん装置外に排出され，その後，灰排出装置で集じん灰貯留部（専用容器）へ移送するものとする。

室内に集じん灰が飛散しない構造とする。

バイパスダンパー及びダクトで構成するバイパスを設けるものとする。バイパスダンパーは，エアシリンダーによる駆動方式を採用したディスク型とし，排ガス温度

や停電等により自動でバイパス側へ切り替わるものとするが，切替に際しては集じん装置等の各設備に影響が出ないように制御できるものとする。

結露対策として，加温装置を設ける。

b　主要項目

型式	バグフィルター
数量	15 基
処理風量	処理風量は，余裕率 15%以上とする。
設計排ガス温度	200℃以下
設計出口含じん量	0.01g / Nm3 以下
バイパスダンパー	型式　ディスク型

(イ)　集じん灰排出装置

a　一般事項

集じん装置で捕集した集じん灰を，室内に飛散させることなく残骨灰吸引設備へ自動で移送できる構造とする。

保守点検が容易な構造とし，適所に点検口を設ける。

b　主要項目

数量	一式

カ　付帯設備

(ア)　炉前化粧扉

a　一般事項

遮音，断熱を考慮した構造とする。

表面の意匠は，市との協議により決定する。

開閉操作は炉前操作盤で行うが，手動開閉も可能であることとする。

b　主要項目

型式	両引き分け戸方式（左右）
数量	標準炉用 27 組，大型炉用 2 組
要部材質	SUS304

(イ)　前室

a　一般事項

遮音，断熱を考慮した構造とする。

会葬者の目に触れる部分は，尊厳性を損なわない構造及び材質とする。

炉内台車等の清掃が容易にできる構造とする。

炉前化粧扉の開放時でも前室内を負圧に保てるものとする。

b　主要項目

数量	標準炉 27 基，大型炉用 2 基
材質	側壁はステンレスヘアライン仕上げとする。
冷却時間	7～8 分（炉内）＋　7～8 分（前室内）

(ｳ)　残骨灰・集じん灰吸引設備

a　一般事項

台車，集じん装置等の清掃のため残骨灰用 2 系列，集じん灰用 2 系列を設けるものとする。

吸引装置は，各系列とも 2 箇所を同時吸引できる能力を有するものとする。

低騒音で，保守点検が容易な構造とする。

吸引装置の操作は，吸引口側でできるものとする。

吸引装置で捕集された灰は，プレスバッグ（コンテナバッグ）で貯留する方法とするが，プレスバッグへ移し替え時に灰が飛散しない構造とする。

プレスバッグは，同装置で吸引できない大型の残骨を，灰が飛散しない状態で後から入れられる構造とする。

灰の搬出（灰排出装置から吸引装置へ）は，自動とする。

吸引装置の捕集粒径は，集じん装置と同等とする。

その他（焼却炉）は，吸引クリーナー（耐熱型）で残骨灰の清掃を行う。）

b　主要項目

(a) **残骨灰用**

吸引装置	数量：2 基
集じん装置	数量：サイクロン　2 基 バグフィルター　2 基 払落し方式：自動

(b) **集じん灰用**

吸引装置	数量：2 基
集じん装置	数量：バグフィルター　2 基 払落し方式：自動

c　吸引口

数量	残骨灰用：前室用 29 箇所，拾骨室用 14 箇所 集じん灰用：集じん装置用 15 箇所
付属品	吸引ホース，その他必要なもの一式

ただし，炉内台車清掃用の別室を設置する場合は，この別室にも吸引口を設けるものとするが，この場合の拾骨室用の吸引口数量は事業者の提案による。

(ｴ)　柩運搬車

a　一般事項

柩運搬車は，柩を霊柩車から告別室及び炉前まで運搬し，さらに前室内の炉内台車上に柩を安置するための専用台車である。

電動走行式とするが，手動切り替えで容易に走行できる構造とする。

炉内台車上へ柩の安置が容易に行える装置（電動式）を備える。

美観に優れた材質で作製するものとする。

バッテリーは，フルチャージにて 1 日の通常作業が可能な容量とする。

b　主要項目

型式	電動走行式（充電器内蔵）
数量	10 台以上
材質	SS400，要部 SUS 304
付属品	予備バッテリー用充電器 2 台（過充電防止型）

(ｵ)　炉内台車運搬車（拾骨及び炉内台車搬送用）

a　一般事項

炉内台車を運搬するための専用台車である。

電動走行式とするが，手動切り替えで容易に走行できる構造とする。

炉内台車の出入を自動で行える装置を備えることとする。

バッテリーは，フルチャージにて 1 日の通常作業が可能な容量とする。

遺族や会葬者が火傷する恐れがない構造とする。

b　主要項目

型式	電動走行式（充電器内蔵）
数量	標準炉用　16 台以上 大型炉用　5 台以上
材質	SS400，要部 SUS 304
付属品	予備バッテリー用充電器 2 台（過充電防止型）

ただし，拾骨室内の拾骨用化粧囲が，炉内台車のみを収納・固定する手段を具備する場合は，標準炉用運搬車は 8 台以上とする。

(ｶ) 燃料供給設備

事業者が白灯油を使用する場合は，ストレージタンク 2 基から燃料の供給を行うものとする。また，白灯油燃料，ガス系燃料に拘らず，各火葬・焼却毎の燃料消費量が計測・記録・出力できる手段を備える。

(ｷ) 焼却炉用残灰吸引クリーナー

a　一般事項

焼却炉等の残骨灰の吸引及び炉内清掃に利用するもので，可搬式とする。

b　主要項目

型式	可動式集灰器（耐熱型）
数量	2 台
電源	ＡＣ100Ｖ（50 Ｈｚ）
バケット容量	20 L 程度

(ｸ) 遺体霊安庫（冷蔵庫）

a　一般事項

柩の収容,取り出しが容易なものとする。

庫内寸法，冷却能力に余裕をもたせるものとする。

b　主要項目

数量	3 台（一体型は不可）
庫内寸法	Ｌ＝2,300，Ｗ＝700，Ｈ＝600 の柩が安置できる寸法
材質	SUS304

(ｹ) 代替燃焼設備

a　一般事項

故障や災害時等のインフラ設備の供給停止等により火葬が中断したときに，火葬を完了させるための非常用装置である。

主燃焼炉を対象とする。

燃料は，できる限り発電設備の燃料と同一とする。

燃料タンク，バーナ等の必要機器を備えた可搬式ユニット構造とする。また，常用主燃炉バーナとの交換が容易にできる構造とする。

b　主要項目

数量	火葬用燃料が白灯油の場合　：　2 台 火葬用燃料がガス系燃料の場合　：　2 台
能力	火葬可能な火炎を概ね 60 分間放射できること

(3)　電気・計装設備工事仕様

ア　一般事項

火葬炉設備に必要なすべての電気設備工事及び計装設備工事とする。本工事は，火葬炉設備の運転及び管理面で作業能率の向上及び安全が図れるものとする。

火葬炉設備の安定した運転，制御に必要な装置及び計器等を設けるものとする。

計装項目は，「計装制御一覧表」（別紙－14）の内容を標準とする。

機器の運転管理は，現場操作盤及び中央監視室の両方で行えるものとし，プロセス監視に必要な機器，表示器，警報装置等を具備するものとする。また，現場操作盤での操作が中央監視室より優先されるシステムとする。

火葬炉設備で使用する電源は，動力用は三相 200V（50Hz），制御用は単相 100V（50Hz）とする。

火葬炉設備の将来の更新などを考慮し，動力部は原則として 2 炉 1 排気系列を 1 単位として計画するものとする。

円滑な管理・運営を目的とした運営支援システムと連携可能な機能を有するものとする。

イ　機器仕様

(ｱ) 一般事項

計装用配線は，動力用は CV ケーブル等，制御用は CVV ケーブル，CVVS ケーブル等，目的及び使用環境に適したものを使用する。

電線管は原則として金属管とする。

電線の敷設には，必要に応じてケーブルラックを使用する。

使用機器は，極力汎用品の中から選択する。

盤類は，搬入及び将来の更新等を考慮した形状，寸法とする。

3.7kw 以上の電動機には電流計を設ける。

各電動機には原則として現場操作盤を設ける。

電子機器は，停電時に異常が生じないようバッテリー等でバックアップを行う。

(ｲ) 動力制御盤

内蔵機器	必要なもの一式

動力制御盤は，事業者の判断により，適所に分割して設置してもよい。

(ｳ) 火葬炉現場操作盤（1 画面または 2 画面）

a　内蔵機器

運転状態表示器	タッチパネル方式。カラー液晶型 12.1 インチ以上とし，全てのデータが表示されるとともに，全ての機器の手動操作がタッチパネル上で行えること。
操作機器	一式
計装計器	一式
異常警報装置	一式
その他必要なもの	一式

b　数 量

30 面

c　主要機能

タッチパネル式表示・操作機能	各機器の操作が手動で可能なこと

自己診断機能	コントロールモーターの全開全閉，サーマルリレーの動作，インバーターの動作，排煙濃度計の動作，酸素濃度計の操作，CO・O2 計の動作等のチェック
音声メッセージ機能	自動点検完了，運転準備完了，運転開始，運転終了，炉内冷却開始，前室内冷却開始，冷却終了，拾骨開始，拾骨終了，警報発生等

(I) 中央監視制御盤（1 画面または 2 画面）

火葬炉設備の運転情報を系統別に監視室で集中監視できるものとし，必要な運転情報等のデータストレージを行うものとする。また，各炉ごとに全ての機器の手動運転を中央監視制御装置より行えるものとする。

各計測データ，火葬開始・終了時間等を収集，バックアップし，日報・月報・年報の帳票が作成でき，その結果を印字できるとともに MO 等の外部の記憶装置に保存できるものとする。なお，各計測データは，連続して記録するものとする。

また，停電によるシステムへの障害の発生を防止するため，無停電電源装置を設けてシステムの保護を行うものとするが，中央監視制御装置が機能しない場合でも，火葬が可能なシステムとする。

本制御盤の機能は，運営・支援システムと相互に接続され，火葬開始・終了時間や火葬の進行状態，遺族名表示等のデータの共有化ができるものとするが，機能の一部は，燃焼制御装置等に含めてもかまわないものとする。

なお，各種センサーの信号は，コンピューター等で収集できるものとするが，センサーの設置位置については，「主要センサー配置図」（別紙－15）に基づくものとする。ただし，主要センサー配置表は設置位置，数量，センサーの種類について主要なものを示しているだけであり，その他の必要なセンサーについては，事業者の提案により追加するものとする。

a 内蔵機器

運転状態表示器	一式
操作機器	一式
計装計器	一式
異常警報装置	一式
燃焼管理装置	一式
データストレージ機器	一式
その他必要なもの	一式

b 数 量

一式

c 主要機能

運転状態表示機能	主要機器の動作状態，火葬時間，主燃炉温度，再燃炉温度，炉内圧，排煙濃度，酸素濃度，炉出口ダンパー開度，冷却空気量，燃焼空気圧力，2 次燃焼空気量（主燃焼炉），2 次燃焼空気量（再燃焼炉），主燃焼バーナ出力，再燃焼バーナ出力，冷却器入口温度・圧力，冷却器出口温度・圧力，バグフィルター差圧，排風機出力，集じん装置バイパスダンパー開閉，排風機バイパスダンパー開閉，その他のバイパスダンパー開閉，排気筒排ガス温度，排気筒 CO・O2 濃度等の表示機能
プロセスデータ及びトレンドの収集･表示・記録（保存）機能	運転状態表示機能に示す機能及び集じん装置ホッパー温度のプロセスデータ及びトレンド
故障表示及び記録機能	
遠隔操作機能	
案内放送システム機能	
火葬計画の作成･表示機能	
運営支援システムとの連携機能	

(ｵ) 炉前操作盤（化粧扉開閉用）

炉前化粧扉の操作機能及び運営･支援システムの表示機能等を有するものとする。

なお，遺族名等の表示データについては，運営・支援システムとデータの共有化ができるものとする。

機能	化粧扉開閉，遺族名等の表示等
数量	29 面

(ｶ) その他の制御盤，操作盤

前記した制御盤及び操作盤以外に必要な盤類については，名称，内蔵機器，数量等を明記することとする。

(ｷ) 燃焼監視装置

適正な燃焼状態を監視するため，CO，O2 計を排気筒に設置する。

型式	酸素，一酸化炭素　2 成分計 ・酸素：非分散赤外線吸収法（比率測定方式） ・一酸化炭素：磁気風方式
数量	15 基
測定レンジ	CO：0～1,000ppm O_2 ： 0～25vol%
付属品	年間消耗品セット

(ｸ) モニター設備

a　排気筒監視用カメラ

型式	ズーム式カラーカメラ（可動式：屋外仕様）
数量	8 台
付属品	可動雲台，ワイパー，その他必要なもの一式

b　場内監視カメラ

型式	ドーム型カラーカメラ（固定式）
数量	22 台（車寄せ用 2 台，告別室用 2 台，炉前ホール用 4 台，拾骨室用 14 台）

c　モニター

型式	カラーCRT（21 ｲﾝﾁ）
数量	排気筒監視用　　　2 台（内 1 台は事務所に設置） 炉前ホール監視用　4 台（内 2 台は事務所に設置） 車寄せ監視用　　　2 台（内 1 台は事務所に設置）

(4)　その他の用具等の仕様

ア　保守点検工具

事業者は，市と協議の上，必要な工具を納入し，納入工具リストを提出するものとする。

イ　拾骨用具

磁石	
拾骨台（骨壷及び拾骨箸置）	
その他必要なもの	一式

ウ　その他必要なもの

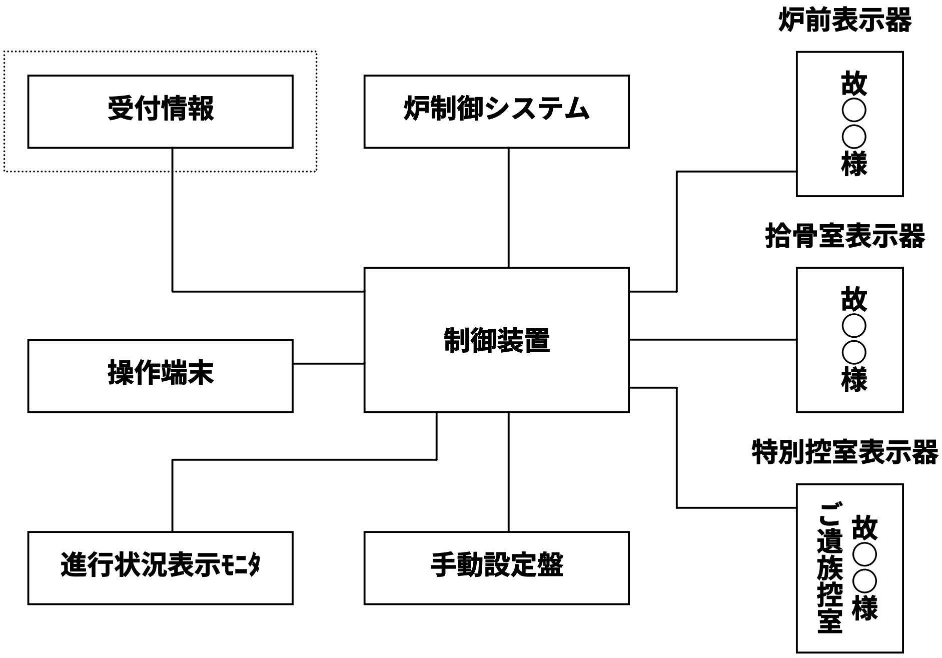
(5)　運営・支援システム

ア　概要

受付システムから受信した当日の受付情報，炉の稼働状況，告別・拾骨・特別控室などの施設の空き情報等と連携して案内表示・放送情報等を作成する。また，この情報を場内各所の表示装置や CRT に表示し，会葬者及び職員に提供する。

イ　システム構成

本システムは，以下の構成を基本とする。



受付情報とは事業者が収集した情報及び当日の受付済情報をいう。市から受付情報が提供されることはないため，市とのネットワークは考慮しないものとする。

ウ　機器構成及び仕様

(ｱ)　機器構成

本システムの機器構成は，下表のとおりとする。

装置名	設置個所	数量	備考
制御装置	中央監視室	1 台	
操作卓	事務室	1 卓	ﾓﾆﾀｰ機能を有する
進行状況表示ﾓﾆﾀｰ	事務室，ｻｰﾋﾞｽ関係控室，葬祭業者控室，監視室	4 台	
手動設定盤	事務室，拾骨室	15 台	タッチパネル
炉前表示器	各炉前	29 台	壁埋込型
拾骨室表示器	各拾骨室前	14 台	壁埋込型

特別控室表示器	各特別控室前	31台	壁埋込型

ただし，進行状況モニター及び手動設定盤の設置箇所・数量は，事業者の提案を認める。

(ｲ) 機器仕様

各機器の仕様は以下のとおりとする。

a 表示装置

(a) **共通仕様**

字体は毛筆体（64ドット）とする。

表示文字はJIS第一水準，JIS第二水準，人名漢字

(b) **機器仕様**

・炉前表示器，拾骨室表示器，特別控室表示器

表 示 色	白黒

・ 制御装置，操作卓，進行状況モニター

CRT	カラー17インチ以上
プリンタ（操作卓のみ）	レーザービーム方式A4サイズ，4枚／分以上

・手動設定盤

操作方式	タッチパネル式

エ 機能

(ｱ) 操作機能

受付情報の追加，修正

施設の休止設定

使用設備の手動変更

その他必要な機能

(ｲ) 自動制御機能

a 炉制御システムとの接続連携

各炉の制御情報（納棺可，着火，冷却中，冷却完了等），拾骨室利用状況等の情報を受信し，表示の更新に使用する。

b 受付システムとの接続

受付状況を受信し，表示データや後方処理に使用する（受付番号，受付時刻，故人名，性別，生年月日，死亡年月日）。

c 施設の自動割付

使用する設備（火葬炉，特別控室，拾骨室）を自動的に判断し，割付する。

d　進行状況の管理

炉制御情報，手動設定盤の指示により進行状況を把握する。

火葬炉	着火，冷却中，冷却完了，納棺可等
特別控室	待合中，清掃中，使用終了
拾骨室	拾骨中，使用終了

e　自動表示案内

(a)　表示更新

受付時，施設の割付時，炉の制御情報変化時，卓からの手動介入

(b)　表示内容

炉前表示，特別控室表示	故人名
告別室表示，拾骨室表示	故人名
進行状況表示モニター	・故人名，性別，炉・告別室・特別控室・拾骨室の利用番号，火葬経過時間等 ・各設備の利用状況（火葬炉，特別控室，拾骨室等の利用状況）

第３　運営業務要求水準

１　基本的な考え方

(1)　優良なサービスの提供

本件施設では，運営内容によって市民等の本件施設でのサービスに対する評価が大きく影響されると考えられる。したがって，施設の運営にあたる事業者の職員等は，常に市民サービス向上意欲を持ち，遺族への思いやりに基づいた謙虚で，親切な対応であることが求められる。

また，事業者は，研修の実施などを通じて職員の接客態度の向上を図るとともに，利用者の待ち時間の短縮，快適な待ち時間の提供に努めるものとする。

(2)　公の施設として位置付けられる施設

本件施設は地方自治法第 244 条の「公の施設」として位置付けられる予定であり，公の施設の管理者は市となる。そのため，施設の運営条件については，基本的には札幌市火葬場条例，同施行規則等で定められることになり，事業者が本件施設の窓口において利用者から受領する各種の使用料は公金となる。

(3)　事業者が主体となって運営を行う施設

本件施設における，墓地，埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」という。）第 10 条他で規定されている火葬場の経営主体は市とするが，同法第 12 条他で規定されている火葬場の管理者（火葬場の運営及び管理についての事務取扱責任者）は事業者の職員とする。事業者は墓埋法に従って事業を行わなければならない。

管理者の資質については旧厚生省環境衛生局長通知（昭和 46.6.29 環衛第 119 号）に配慮するものとする。

また，市は，本件施設に市職員は配置しない。したがって，事業者は，本業務要求水準等に基づいて，自ら主体的に本件施設を運営していくことが求められる。

(4)　法規制等の遵守

事業者は，本件施設の運営にあたって，墓埋法の他，札幌市火葬場条例（昭和 59 年 3 月 30 日条例第 9 号）（以下「条例」という。），札幌市火葬場条例施行規則（昭和 59 年 7 月 21 日規則第 53 号）（以下「条例施行規則」という。），札幌市火葬場条例及び同条例施行規則の運用について（昭和 59 年 7 月 18 日局長決裁。「火葬場受付事務の取扱いについて」を含む。）（以下「火葬場運用方針」という。）に従って本件施設を運営していくことが求められる。なお，第 2 斎場供用開始にともなって，上記条例等は改正をする予定であるが，運営方法については現在の内容を踏襲する予定である。

2　利用者受付業務

(1)　利用者受付業務

ア　業務内容

(ｱ) 会葬関係車両の誘導

場内における交通安全には十分配慮する。

利用者が霊柩車等の到着順で施設内に入場できるよう車両の誘導を適切に行う。

利用者が拾骨を終了した時点で車両をお帰り口へ誘導するよう,適切な方法を講じる。

(ｲ)　受付

本件施設の使用について，利用者から申込を受ける業務である。

事業者は，柩の玄関到着順に利用者から火葬許可証，火葬場使用申請書，その他市長が必要と認める書類（火葬済証明書，死体検案書，診断書，改葬許可証，（胞衣産わい物等）処理委託証明書，霊安室使用申請書）（以下「火葬場使用申請書等」という。）の提出を受ける。電話，FAX，E-mail 等による事前の予約受付は認めない。

また，柩の玄関到着順は，利用者の霊柩車等が本件施設敷地に入った順番とする。事業者は，利用者の霊柩車等が本件施設敷地内に入った順番が明確になり，それが利用者からの受付に反映されるような仕組みを設ける。

事業者は，受付業務を円滑に進めるため，必要に応じて，葬祭業者，霊柩業者（以下「葬祭業者等」という。）と連絡をとる。

(ｳ)　書類の確認

事業者は，利用者から火葬場使用申請書等の提出を受け，その内容を確認する。火葬場使用申請書等に不備がある場合には，事業者は利用者に不備内容の修正補完を求める。

(ｴ)　使用料の徴収

本件施設は公の施設として位置付けられ，使用料（火葬炉，焼却炉，特別控室，霊安室）は札幌市火葬場条例によって定められる。事業者は，市条例に基づいて，窓口において，使用料の納付が必要な利用者から使用料を徴収する。詳細については，公金徴収業務要求水準を参照するものとする。

(ｵ)　火葬許可証等への記入等

事業者は火葬を行った時は，火葬許可証等に火葬を行った日時を記入し，火葬許可証については火葬場の管理者の署名押印を行って，利用者に返却する。

(ｶ)　火葬済証明書の交付・証明手数料の徴収

利用者等から火葬済証明交付申請があった場合には，申請者と死亡者の関係，火葬

記録を確認の上，火葬済証明書を交付する。その際には，札幌市証明等手数料条例で規定された手数料を徴収する。

事業者が行うべき火葬済証明交付業務の対象は，第 2 斎場で火葬されたものに限定する。

申請者から徴収した手数料は公金である。地方自治法施行令第 158 条の歳入の徴収または収納の委託に係る規定及び札幌市財務規則等に従った取り扱いを行う。詳細については，公金徴収業務要求水準を参照するものとする。

(ｷ) その他

その他，本件施設の利用者受付に伴う業務を行う。

イ 業務要求水準

(ｱ) 法令等の遵守

事業者は，本業務に関連する墓埋法，地方自治法，条例，条例施行規則，市会計規則等の該当箇所に習熟し，それらに従って適正に業務を行わなければならない。

事業者は, 本件施設の利用者から使用料, 手数料を徴収する必要性の有無について, 市条例等に基づいて正確に判断しなければならない。

(ｲ) 利用者待ち時間の短縮

事業者は，本件施設は季節，曜日，暦，時間帯によって受付業務に繁閑が生じるので，職員の適正な配置により，受付窓口における利用者の待ち時間を短縮するよう努めるなど，サービスが低下しないように努めなければならない。

(ｳ) 不公平，不透明な対応の禁止

事業者は，受付にあたっては，本業務が公共事業であることに鑑み，不公平，不透明な対応は行わないようにしなければならない。特に，利用者の受付順に注意しなければならない。

(ｴ) 会葬者の感情への配慮

事業者は，本件施設利用者に対して，不愉快な印象を与えないようにしなければならない。

(ｵ) 個人情報の管理の徹底

事業者は，受付業務で得られた個人情報の管理には十分注意し，個人情報が外部に流失しないようにしなければならない。

(ｶ) その他

事業者は，本件施設内における利用者の輻輳減少に配慮して，受付を行わなければならない。

事業者は，その他，市と事業者で構成する第 2 斎場関係者協議会（以下「協議会」

という。）で別途定める運営に関する事項を遵守する。

その他何らかの問題が生じた場合には，担当者限りで処理せず，事業者の管理者が誠意を持って対応する。

ウ　その他

(ｱ)　受付対象者

本件施設の利用者についての制限はなく，市民以外の者の利用が可能である。基本的に，市民と市民以外への対応は同一とするが，条例に基づき市民の火葬炉使用料は免除としている。

なお，事業者は，墓埋法において，火葬場の管理者は，火葬等の施行が円滑に行われ，死者に対する遺族等関係者の感情を損なうことを防止し，公衆衛生その他公共の福祉に反する事態を招くことがないよう，正当な理由がない限り火葬の申込を拒んではならないとされていることに留意する。条例により，秩序または風俗を害するおそれがあるとき,火葬場またはその備付物件をき損または滅失するおそれがあるときは,市長は火葬場の使用を許可しないとしているが，事業者は，その判断については慎重に行う。

(ｲ)　受付開始予定日（運営開始予定日）

平成 18 年 4 月 1 日とする。

(ｳ)　受付日（開場日）

本件施設の開場日は，施行規則で定められている休業日以外の日である。休業日は 1 月 1 日と市長が別に定める日（友引）である。受付日は開場日と同一とする。

休場日においても，本市との連絡，霊安室の受け入れが可能な体制をとるものとする。

(ｴ)　受付時間

本件施設の受付時間は，条例施行規則で定められており，午前 9 時 30 分から午後 3 時までである。

(2)　玄関業務

ア　業務内容

(ｱ)　受付での手続の依頼

霊柩車等到着時に，事業者の職員（以下「職員」という。）は，火葬場使用申請書等所持者に対して，受付で手続をするよう依頼する。

(ｲ)　会葬者の告別室への誘導

職員は，柩の玄関到着順に，柩を霊柩車等から柩運搬車に載せ替えるとともに，火

葬場使用申請の進捗状況を考慮した上で，会葬者を誘導しながら柩を告別室へ移動する。

イ　業務要求水準

(ｱ)　利用者待ち時間の短縮

事業者は，本件施設は季節，曜日，暦，時間帯によって玄関業務に繁閑が生じるので，職員の適正な配置等により，玄関における利用者の待ち時間を短縮するよう努めなければならない。

(ｲ)　会葬者の感情への配慮

事業者は，本件施設利用者に対して，不愉快な印象を与えないようにしなければならない。

会葬者の感情に配慮して，柩は大切に扱わなければならない。特に，霊柩車等から柩運搬車に載せ替える際には，霊柩車等の運転手と協力して慎重に対応しなければならない。

(ｳ)　不公平，不透明な対応の禁止

事業者は，玄関業務にあたっては，本業務が公共事業であることに鑑み，不公平，不透明な対応は行わないようにしなければならない。特に，利用者の受付順に注意しなければならない。

(ｴ)　その他

事業者は，本件施設内における利用者の輻輳減少に配慮して，玄関業務を行わなければならない。

事業者は，その他協議会で別途定める運営に関する事項を遵守する。

その他何らかの問題が生じた場合には，担当者限りで処理せず，事業者の管理者が誠意を持って対応する。

3　告別業務

ア　業務内容

職員は，会葬者に対して告別の案内をする。

職員は，会葬者が供物等を持参した場合には，祭壇へ供物等の飾りつけを行う。

職員は，ローソク，焼香の準備をし，会葬者の用に供する。

職員は，告別式終了後，祭壇の後片付け等を行う。会葬者が持参した供物等については，その処分方法について会葬者の意向を確認して取り扱う。

イ　業務要求水準

(ｱ)　お別れの場にふさわしい雰囲気の演出

告別室は，会葬者が遺体とお別れを行う場であり，厳粛な雰囲気であることが求められる。したがって，事業者の職員は，服装，態度，言動などを端正にしなければならない。また，会葬者の同意を得ることなく，特定の宗教・宗派に著しく偏った様式とすることは避けなければならない。

(ｲ)　適切な所要時間の維持

告別式は火葬業務の入口にあたる。火葬は午前中に集中するため，繁忙日には 5 分程度で終了させることが望ましい。事業者は，適宜，会葬者，葬祭業者等の理解を得て，5 分程度で終了させるように努めなければならない。また，5 分程度で終了させることが可能となるように，職員の配置にも考慮しなければならない。

(ｳ)　会葬者の感情への配慮

事業者は，本件施設利用者に対して，不愉快な印象を与えないようにしなければならない。特に焼香等の臭いの処理に留意しなければならない。

(ｴ)　不公平，不透明な対応の禁止

事業者は，告別業務にあたっては，本業務が公共事業であることに鑑み，不公平，不透明な対応は行わないようにしなければならない。特に，利用者の受付順に注意しなければならない。

(ｵ)　その他

事業者は，本件施設内における利用者の輻輳減少に配慮して，告別業務を行わなければならない。

事業者は，その他協議会で別途定める運営に関する事項を遵守する。

その他何らかの問題が生じた場合には，担当者限りで処理せず，事業者の管理者が誠意を持って対応する。

4　炉前業務

ア　業務内容

職員は，柩を告別室から入炉する火葬炉の前へ移動する。

職員は，喪主に名前を確認する。

職員は，喪主及び会葬者に対して，柩とのお別れを行う旨を述べ，柩を入炉する。

職員は，入炉後，出炉予定時間について説明し，特別控室利用者に対しては，特別控室への順路について分かりやすい説明及び誘導表示等の設置をするものとする。

イ　業務要求水準

(ｱ)　お別れの場にふさわしい雰囲気の演出

炉前ホールは，厳粛な雰囲気であることが求められる。したがって，職員は，服装，態度，言動などを端正にしなければならない。

(ｲ)　適切な所要時間の維持

炉前業務では，事業者は会葬者の輻輳発生を避けるように務めることとし，告別室からの移動時間を含めて，繁忙日には，適宜，会葬者，葬祭業者等の理解を得て，円滑に終了させるように努めなければならない。また，円滑に終了させることが可能となるように，職員の配置にも考慮しなければならない。

(ｳ)　事故防止体制の確立

職員は，入炉時に故人の氏名を確認し，炉の施錠を喪主の前で行って炉の鍵を喪主に預けることなどにより，焼骨の取り違え事故が発生しないように万全の体制をとらなければならない。また，入炉の方法，入炉後の火葬炉の運転についても，会葬者の安全について配慮しなければならない。

(ｴ)　その他

事業者は，その他協議会で別途定める運営に関する事項を遵守する。

その他何らかの問題が生じた場合には，担当者限りで処理せず，事業者の管理者が誠意を持って対応する。

5　拾骨業務

ア　業務内容

職員は，喪主等の前で出炉する。

職員は，焼骨を火葬炉から拾骨室へ移動する。

職員は，喪主に対して，受付へ行き，名札と交換するなどにより火葬済証明書を受領してきてもらう依頼をする。事業者の判断で，拾骨室内において名札と交換するなどにより，火葬済証明書を手交するシステムを採用してもよいこととする。いずれの場合においても，火葬済証明書の手交時には，火葬済証明書の内容，重要性について喪主等に対して説明する。

職員は，拾骨室にて，喪主及び会葬者に対して拾骨の方法を説明する。事業者の業務範囲は拾骨方法の説明と，いわゆる喉仏と胸仏の選別までとし，拾骨作業を手伝うことまでは求めないが，喪主等から依頼があった場合には，可能な範囲で適宜協力する。

副葬品のビンが熔けたもの，本の焼け残り等，明らかにゴミと思われるものは，会葬者の同意を得た上で，廃棄物として処理する。

職員は，拾骨終了後，お帰り口を案内する。

職員は，会葬者の拾骨室からの退出後，拾骨室内の清掃を行い，次の会葬者に不快感を与えることがないようにする。

イ　業務要求水準

(ｱ)　拾骨の場にふさわしい雰囲気の演出

拾骨室は，厳粛な雰囲気であることが求められる。したがって，事業者の職員は，服装，態度，言動などを端正にしなければならない。

(ｲ)　適切な所要時間の維持

拾骨時間にはバラツキが出るものと予想される。長時間の拾骨となり，第 2 斎場全体の火葬進行状況に影響を与える場合には，事業者は，適宜，会葬者，葬祭業者等の理解を得て，拾骨時間の短縮化を図るように努めなければならない。

(ｳ)　適切な拾骨方法の説明と援助

拾骨方法の説明は，会葬者全員が理解できるように努めなければならない。また，説明は，適宜会葬者の宗教に合わせて行うものとする。

職員は，拾骨時間中，常に拾骨室内にいる必要はないが，会葬者等からの質問，各種の依頼等に即対応できるよう，炉前ホール等，対象となる拾骨室近隣に待機していなければならない。

(ｴ)　事故防止体制の確立

職員は，出炉時には鍵番号と炉番号を照合し，故人の氏名を確認し，炉の開錠等を喪主の前で行うことなどにより，焼骨の取り違え事故が発生しないように万全の体制をとらなければならない。また，出炉の方法についても，会葬者の安全について配慮しなければならない。

(ｵ)　その他

事業者は，その他協議会で別途定める運営に関する事項を遵守する。

その他何らかの問題が生じた場合には，担当者限りで処理せず，事業者の管理者が誠意を持って対応する。

6　炉室業務

ア　業務内容

事業者は，火葬炉の取扱説明書，事業者が事前に作成した火葬炉運転マニュアルにしたがって火葬を行う。

事業者は，適切な焼骨の状態になるまで，火葬を行う。

イ　業務要求水準

(ｱ)　適切な所要時間の維持

概ね, 正味火葬時間は 60 分程度, 前室による冷却は 7〜8 分程度とする。事業者は, 適切な時間で対応できるように，職員の配置にも考慮しなければならない。

(ｲ)　適切な焼骨状態

事業者は，遺体や副葬品の状況にあわせて，適切な焼骨となるようにしなければならない。

事業者は，出炉時に，焼骨がある程度まとまったかたちで遺族の目に触れるようにしなければならない。

副葬品の燃え残り等がある場合は，事業者の判断で除去することなく，そのまま出炉させなければならない。

(ｳ)　機器故障時の対応

事業者は，機器が故障しないよう，日ごろから点検保守に努めなければならない。万が一，火葬中に機器トラブルが発生した場合には，原因追跡を行い，安全を最優先した上で，火葬の続行・完了に最大限の努力をしなければならない。

(ｴ)　環境への配慮

事業者は，環境保全に配慮して火葬炉の運転を行わなければならない。事業者は火葬炉のメンテナンスを行うとともに，計器によって得られる情報を有効に活用し，適切な運転を行うことによって，火葬炉の排ガス中のダイオキシン類濃度，ばいじん，硫黄酸化物, 窒素酸化物, 一酸化炭素, 塩化水素の削減に取り組まなければならない。

(ｵ)　会葬者の感情への配慮

炉室業務は本件施設の利用者の目には触れないと考えられるが，事業者は，遺族の気持ちや遺体の尊厳に配慮しながら炉室業務を行わなければならない。

(ｶ)　その他

事業者は，その他協議会で別途定める運営に関する事項を遵守する。

その他何らかの問題が生じた場合には，担当者限りで処理せず，事業者の管理者が誠意を持って対応する。

7　特別控室提供業務・売店等運営業務

(1)　特別控室提供業務

ア　業務内容

本件施設利用者が快適な待ち時間を過ごすことができるように，事業者は特別控室を利用者に供し，給茶サービスを実施する。

特別控室の利用は利用者の任意とする。利用者からの特別控室の利用申込は，火葬と同様，柩の玄関到着順とする。

職員は，特別控室の利用申込があった場合には，規定の使用料を徴収の上，特別控室の入口等に家名等を表示し，利用者が利用場所を容易に認識できるようにする。また，湯茶をつくり，特別控室へ利用人数分の湯呑，ポット等を運び，利用者に供する。

職員は，特別控室の利用終了後，使用済みの湯呑み茶碗等を回収し，洗浄，消毒する。また，特別控室の整理整頓を行い，次の利用者が利用可能な状態にする。

イ　業務要求水準

本件施設利用者，その他市が認めた者以外の者に対して，特別控室を提供してはならない。

(2)　売店等運営業務

ア　業務内容

本件施設利用者が快適な待ち時間を過ごすことができるようにすること及び葬祭業者等の利便性向上を図ることを目的として，事業者は売店，軽食コーナーの設置運営を行う。

売店において陳列，販売する品種は酒，ビール，ドリンク類，その他事業者の任意とする。但し，弁当の販売は認めない。

軽食コーナーで提供するメニューは，アルコール，ソフトドリンク等の飲み物，麺類，サンドイッチ等の軽食に限定する。

アルコール，ソフトドリンク等の飲み物，麺類，サンドイッチ等の軽食を有料で特別控室利用者に対して提供することは，事業者の任意とする。但し，弁当の提供は認めない。

イ　業務要求水準

売店，軽食コーナーの運営時間は，施設開場時間と同じとする。

売店においては，火葬場の雰囲気を損ない，会葬者に不快感を与えるものは，陳列，販売してはならない。また，火葬場の雰囲気を損ない，会葬者に不快感を与えるような営業をしてはならない。

本件施設利用者，葬祭業者等，施設見学者，事業者職員以外の者に対して，売店等

の利用を提供してはならない。

8　総括的業務（主として事業者が主体的に行うもの）

(1)　勤務計画の立案と業務管理

ア　業務内容

事業者は，職員の勤務計画を立案し，職員業務内容の監督を行う。

イ　業務要求水準

本件施設は季節，曜日，暦，時間帯によって利用者の利用の繁閑が生じるので，事業者は，職員の適正な配置により，本件施設のサービスが低下しないように努めなければならない。

(2)　職員教育・研修の実施

ア　業務内容

事業者は，本件施設でのサービスの質が，施設内で働く職員の能力，意欲に依拠する部分が大きいことをよく認識し，応対マニュアルを作成するとともに，定期的に職員教育・研修を実施する。

事業者の要望があれば，市は事業者の職員教育・研修に協力する。

イ　業務要求水準

事業者は，誠意を持って職員教育・研修を実施しなければならない。

(3)　各種資料の備えつけと閲覧への提供

ア　業務内容

事業者は，墓埋法第 15 条において火葬場の管理者に施設への備えつけが求められている図面，資料等を，本件施設に備えつけるものとする。また，事業者は，市が必要とする時に，それらの記録を提出しなければならない。

事業者は，火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があったときは，火葬場に備えつけが求められている図面，帳簿または書類等を閲覧に提供する。

イ　業務要求水準

事業者は，関係法令に基づいて，業務を行う。

資料の閲覧に際しては，遺族のプライバシー保護に注意を払う。

(4)　各種記録の作成と提出等

ア　業務内容

事業者は，墓埋法において火葬場の管理者に作成が求められている資料を作成する。また，事業者は，市が必要とする時に，それらの記録を提出する。

その他，事業者は第 2 斎場に関して，火葬数，障害発生内容，苦情内容等の記録を作成し，毎月 5 日までに市に提出する。

火葬場使用申請書は火葬台帳を兼ねるものであり，火葬場使用申請書原本は永久保存とする。また，火葬台帳は，年度ごとに電子データ化し，1 部を市，1 部を事業者が保管する。保存形式等は，市と事業者の協議によるものとする。

イ　業務要求水準

事業者は，関係法令に基づいて，業務を行わなければならない。

事業者は，火葬場使用申請書原本（火葬台帳）を鍵のかかるところに保管するなどにより，個人情報の管理については十分注意しなければならない。

(5)　庶務業務

ア　業務内容

事業者は，日常業務に関する電話等への応対を行う。

事業者は，事業者の判断に基づいて，消耗品の補充等を行う。

イ　業務要求水準

事業者は，電話等の応対は丁寧に行わなければならない。

事業者は，個人情報の管理については十分注意しなければならない。

(6)　広報活動の実施

ア　業務内容

事業者は，施設の PR 及び情報提供のために，施設案内リーフレット・ビデオ等の作成，配布，見学者への対応を行う。

イ　業務要求水準

事業者は，本件施設への理解，札幌市のイメージが向上するように努める。

(7)　施設視察団等の受け入れ

ア　業務内容

事業者は，第 2 斎場を視察したいという申し出があった場合には，本件施設の業務運営に支障が生じない限り，その要望に対応する。

イ　業務要求水準

本件施設への理解，札幌市のイメージが向上するように努める。

(8) 犯罪発生防止の努力

ア　業務内容

事業者は，第 2 斎場において犯罪が発生することがないよう，警備業務要求水準に従って警備を行うとともに，所轄警察署との連携も行う。万一，刑事事件が発生した場合には，ただちに市に報告する。

イ　業務要求水準

事業者は，本件施設に設置した警備システムを活用し，所轄警察署と密接な連携をとって，事業を運営するよう努める。

(9) 副葬品の排除に対する啓発

ア　業務内容

環境対策や火葬炉設備保護の観点から，条例において柩の中に火葬及び拾骨の障害となる物品を収納してはならないと定めている。事業者は，喪主や会葬者等の気持ちに十分配慮した上で，市民，葬祭業者等に対する啓発を行い，副葬品の減量に努める。

イ　業務要求水準

事業者は，市民，葬祭業者等に対して副葬品等の自粛について啓発活動を行う。

(10) 急病人等への対応

ア　業務内容

火葬場では，会葬者の心身，肉体の疲労等により，急病人が発生することがある。事業者は，急病人の発生に備えて適切な器具，薬品等を常備するとともに，急病人が発生した場合には，本人，会葬者等と協議の上，状況に応じて救急車の出動を求める。

イ　業務要求水準

事業者は，日ごろから消防署と連携を密にし，迅速な対応をしなければならない。

(11) 来場車の整理

ア　業務内容

本件施設には，多数の来場車があると想定される。事業者は，適切な方法で，来場車を整理する。その際には，受付の順番に注意する。

イ　業務要求水準

事業者は，公平で，来場車の運転手が理解しやすく，順番の間違いが生じない方法で，来場車を整理しなければならない。

(12)　**職員の服装等**

事業者は，原則として本件施設で働く職員に制服，名札等を着用させ，常時身分証明書を携行させるものとする。

(13)　**心づけの受領の禁止**

事業者の職員及び事業者の指揮命令に服する者が，施設利用者，葬祭業者等から，心づけを受領することは固く禁じる。心づけは，金銭だけでなく，物品も含むものとする。葬祭業者，霊柩業者から中元歳暮等を受領することも禁止する。

9　総括的業務（主として市に対するもの）

(1)　市への報告義務等

ア　業務内容

事業者は，1 ヶ月に 1 度，市に運営状況等について，報告する。

事業者は，本件事業の遂行に重大な影響を与えると考えられることについては，直ちに市に報告する。

事業者は，本業務要求水準書の規定，協議会での決定事項に基づいて本事業を運営していく際に，不明な点が生じた場合には，必要に応じて市と協議する。

事業者は，各年度終了後 3 ヶ月以内に，公認会計士監査済決算報告書に基づいて，市に決算報告を行う。

イ　業務要求水準

事業者は，正確な報告を行わなければならない。

(2)　協議会での協議義務

ア　業務内容

事業者は，協議会において，市と適宜，運営方針について打ち合わせを行う。

イ　業務要求水準

事業者は，誠意を持って打ち合わせを行わなければならない。

(3)　市への協力義務

ア　業務内容

市は，以下の方法により，利用者等の意見や要望を把握し，第 2 斎場のサービス内容を把握する予定である。事業者は，これに協力しなければならない。

(ｱ)　ご意見箱設置への協力義務

市は，施設利用者を対象に，本件施設において提供するサービスの評価に関するアンケート調査を，アンケート回収ボックス等を設置することにより，日常的に実施する。事業者は，アンケート回収ボックスの設置等について，市に協力する。

(ｲ)　葬祭業者等懇談会への協力義務

市は，関係団体との共催により，本件施設を日常的に利用する葬祭業者，霊柩車等運行業者から，本件施設の運営について意見等を聞く葬祭業者等懇談会を，年 1 回程度実施する予定である。事業者は，その実施に協力する。

イ　業務要求水準

事業者は，誠意を持って市に協力しなければならない。

１０　その他

(1)　合同火葬及び供養の実施

ア　業務内容

事業者は，死胎のうち，火葬場使用申請者がお骨の引取りを希望しないものについては，冷蔵庫で保管し，月 2 回合同火葬を実施する。合同火葬実施日時は事業者の判断で決定するものとする。

事業者は，手足の指，その他焼骨が発生する人体の一部（以下「肢体等」という。）のうち，火葬場使用申請者がお骨の引取りを希望しないものについては，冷蔵庫で保管し，月 2 回合同火葬を実施する。合同火葬実施日は事業者の判断で決定してよい。

合同火葬の死胎の焼骨は，職員が拾骨し，ビニール袋等に入れないで直接水子供養塔へ納める。

合同火葬の肢体，手指等の焼骨は，残骨灰と同様に吸引機で吸い取り残灰庫に搬送する。集じん灰とは色分けしたビニール袋に収納し，一般の供養塔に納める。

事業者は，1 年に 1 回供養を実施する。供養の実施日については，市と事前に協議する。供養の実施にあたっては，特定の宗教に偏ったものとしないこととする。

イ　業務要求水準

事業者は，合同火葬にあたっては，火葬申請者の気持ち等に配慮しなければならない。

事業者は，水子供養塔，供養塔に納めるため，供養を実施する際には，思いやりの気持ちを持って行わなければならない。

事業者は，遺族等が拾骨しなかった残骨灰を，廃棄物として処理することなく，全て供養塔に納めなければならない。死胎等の火葬後，ビンが熔けたもの，本の焼け残り等，明らかにゴミと思われるものを除き，拾骨による遺族等が引き取ること，供養塔に納めることにより，全てを処理しなければならない。また，その際には，環境対策に十分配慮しなければならない。

(2)　焼却の実施

ア　業務内容

事業者は，胞衣産わい物，焼骨が発生しない人体の一部は，業務用冷蔵庫で保管し，事業者の判断で適宜焼却する。

焼却灰は，残骨灰と同様，一般の供養塔に納める。

イ　業務要求水準

焼却にあたっては，焼却申請者の気持ち等に配慮しなければならない。

事業者は，明らかにゴミと思われるものを除き，焼却灰を廃棄物として処理するこ

となく，全て供養塔に納めなければならない。また，その際には，環境対策に十分配慮しなければならない。

(3) 集じん灰の処理

ア 業務内容

事業者は，火葬炉から排出される集じん灰を収集し，強靭な袋に収納する等の対策を講じて，集じん灰が漏れでることがないようにした上で，供養塔に納める。

イ 業務要求水準

環境対策に十分配慮しなければならない。

(4) 大規模災害時の対応

ア 業務内容

(ｱ) 札幌市が被災した場合

大規模災害により，市が必要と認めた場合は，事業者は，受付時間，開場時間等を延長し，24 時間体制で対応できるようにする。

なお,本件施設に損傷等が生じた場合には,可能な限り早期に復旧を行うものとし，その状況を逐次市に報告する。

(ｲ) 道内市町村等が被災した場合

大規模災害により，道内市町村等が被災した場合は，広域災害支援の観点から，市が他市町村民の火葬を積極的に行う事態が生じ得る。

市が必要と認めた場合には，事業者は，受付時間，開場時間等を延長し，24 時間体制で対応できるようにする。

イ 業務要求水準

事業者は，事態の重要性を認識して，誠意を持って市に協力しなければならない。

(5) その他

火葬場の運営において，不明な部分が生じた場合には，市へ問い合わせを行った上で対応すること。市の問い合わせ窓口が営業時間外等のために問い合わせができず，事業者が判断せざるを得ない場合には，事後速やかに市への報告等を行うこと。

市の問い合わせ窓口　保健福祉局健康衛生部生活環境課（電話番号：211-2862）
又は札幌市里塚斎場（電話番号：883-1561）

第４　維持管理業務要求水準

１　基本的な考え方

事業者は，本維持管理業務要求水準に基づき，維持管理業務（建築物保守管理業務，建築設備保守管理業務，清掃業務，植栽・外構維持管理業務，警備業務，火葬炉保守管理業務，除雪業務，備品等整備業務）を行う。

事業者は，維持管理業務を遂行するに当たって，本要求水準書の他，「建築保全業務共通仕様書（(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成 11 年版）にも準拠するものとする。

維持管理業務の実施状況について，市はモニタリングを行うが，その方法等については事業契約書において定めるものとする。

事業者は維持管理業務を，あらかじめ市の承諾を得ることなどにより，事業者提案で明示された者などに委託することができる。

事業期間中の本件施設の維持管理に係る光熱水費は事業者の負担とする。

事業期間中の本件施設に関して発生する経常的修繕（毎年）及び大規模修繕については事業者の負担とする。

2　基本要件

(1)　総則（維持管理業務）

項目	内容
1 業務の目的	本件施設の機能を維持し，公共サービスの提供に支障を及ぼさないように，また，施設利用者及び関係者にとって，より快適な施設利用ができるように，建物・設備及び外構等の性能及び状態を常時適切な状態に維持管理する。
2 業務の実施の考え方	業務の実施に当たっては，次項で定める業務について，事業期間を通じて次のことに考慮した維持管理業務計画書（以下「計画書」という。）を作成し，実施する。 (1)維持管理は，予防保全を基本とすること。 (2)作業環境を良好に保ち，施設利用者の健康被害を防止すること。 (3)建築物（付帯設備を含む。）が有する性能を保つこと。 (4)劣化等による危険・障害の未然防止に努めること。 (5)省資源，省エネルギーに努めること。 (6)ライフサイクルコストの削減に努めること。 (7)建築等の財産価値の確保を図ること。 (8)環境負荷を低減し，環境汚染等の発生防止に努めること。 (9)故障等によるサービスの中断に係る対応を定め，回復に努めること。 (10)(1)～(9)の項目について，事業期間中の工程を定め，実施すること。
3 業務の対象	次の業務ごとに区分し，この要求水準書に定めるとおりとする。 (1)建築物保守管理業務 (2)建築設備保守管理業務 (3)清掃業務 (4)植栽・外構維持管理業務 (5)警備業務 (6)火葬炉保守管理業務 (7)除雪業務 (8)備品等整備業務
4 点検及び故障等への対応	点検及び故障等への対応は，計画書に従って，速やかに実施する。
5 施設管理者	事業者は，施設管理者を置く。
6 業務担当者	(1)事業者は，法令等により資格を必要とする業務の場合には，各有資格者を選任する。 (2)業務担当者は，業務従事者であることを容易に識別できるようにし，作業に従事する。
7 業務体制の届け出	業務の実施に当たっては，その実施体制，業務担当者を市に届け出ること。

項目	内容
8 業務報告書（月次）	事業者は，毎月次，業務終了後計画書に定める様式に記入し，速やかに市に報告する。
9 非常時の対応	(1)事故・火災等への対応についてあらかじめ市と協議し，防災計画を策定する。 (2)管理者は，事故・火災等が発生した場合は，直ちに被害拡大の防止に必要な措置を取るとともに，市及び関係機関に通報する。
10 災害時等の対応	本件施設内において災害が発生したとき，または発生するおそれがあるときは，直ちに，初期措置を講じ，市及び関係機関に通報する。
11 法令等の遵守	必要な関連法令，技術基準等を充足した計画書を作成し，それに基づき業務を実施する。
12 費用の負担	業務に要する費用は，事業者の負担とする。
13 用語の定義	
ｱ) 点検	機能に異常または劣化がある場合，必要に応じ対応措置を判断する。
ｲ) 保守	建築物等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗部品または材料の取替え，注油，汚れ等の除去，部品の調整等の軽微な作業をいう。
ｳ) 運転・監視	設備機器を稼動させ，その状況を監視すること及び制御することをいう。
ｴ) 清掃	汚れを除去し，または汚れを予防することにより仕上げ材を保護し，快適な環境を保つための作業をいう。
ｵ) 修繕	建築物等の劣化した部分若しくは部材，または，低下した性能若しくは機能を，原状，または，実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

(2) 建築物保守管理業務

項目	内容
1 建物保守管理業務の対象	本件施設（建物部分）
2 業務の実施	(1)総則で定めた計画書に加え，毎事業年度の開始前に，建物保守管理業務年間計画書を作成し，実施する。 (2)修繕等が必要と思われる場合は，迅速に調査・診断を行い，修繕を実施する。 (3)実施業務の結果を記録する。 (4)事業者は，建物保守管理業務の結果を，毎月 1 回市に報告する。
3 要求水準	事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。
ｱ) 屋根	① 漏水がないこと。 ② ルーフドレン，樋等が詰まっていないこと。 ③ 金属部分が錆び，腐食していないこと。 ④ 仕上げ材の割れ，浮きがないこと。
ｲ) 外壁	① 漏水がないこと。 ② 仕上げ材の浮き，剥落，ひび割れ，チョーキング，エフロレッセンスの流出がないこと。
ｳ) 地下ピット	地下ピットの防水性が維持されること。
ｴ) 建具（内・外部)	① 可動部がスムーズに動くこと。 ② 定められた水密性，気密性及び耐風圧性が保たれること。 ③ ガラスが破損，ひび割れしていないこと。 ④ 自動扉及び電動シャッターが正常に作動すること。 ⑤ 開閉・施錠装置は，正常に作動すること。 ⑥ 金属部分が錆び，腐食していないこと。 ⑦ 変形，損傷がないこと。
ｵ) 天井・内壁	① ボード類のたわみ，割れ，外れがないこと。 ② 仕上げ材のはがれ，破れ，ひび割れがないこと。 ③ 塗装面のひび割れ，浮き，チョーキングがないこと。 ④ 気密性を要する部屋において気密性が保たれていること。 ⑤ 漏水，かびの発生がないこと。
ｶ) 床	① ひび割れ，浮きまたは摩耗及びはがれ等がないこと。 ② 防水性能を有する部屋において，漏水がないこと。 ③ 歩行に支障がないこと。
ｷ) 階段	通行に支障をきたさないこと。
ｸ) 手すり	ぐらつき等機能に問題がないこと。

(3)　建築設備保守管理業務

項目	内容
1 建築設備保守管理業務の対象	本件施設内の各種設備とする。ただし, 火葬炉設備機器については,「(7)　火葬炉保守管理業務」による。
2 業務の実施	(1)総則で定めた計画書に加え，毎事業年度の開始前に，次の項目を含む，設備保守管理業務年間計画書を作成し，実施する。 ① 運転監視業務 ② 日常巡視点検業務 ③ 定期点検・測定・整備業務 (2)修繕等が必要と思われる場合は，迅速に調査・診断を行い，修繕を実施する。 (3)事業者は，設備保守管理業務の結果を，毎月 1 回市に報告する。
3 要求水準	事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。
4 設備管理記録の作成及び保管 ｱ) 運転日誌 ｲ) 点検記録 ｳ) 補修・事故記録	設備の運転・点検整備等の記録として，運転日誌，点検記録及び整備・事故記録等を作成する。運転日誌及び点検記録は，3 年以上，整備・事故記録等は，事業期間中保管する。 ① 電力供給日誌 ② 熱源機器運転日誌 ③ 空調設備運転日誌 ④ 温湿度記録日誌 ① 電気設備点検表 ② 空調設備点検表 ③ 給排水，衛生設備点検表 ④ 残留塩素測定記録 ⑤ 貯水槽点検記録 ⑥ 飲料水水質検査記録 ⑦ 空気環境測定記録 ⑧ 防災設備点検記録 ⑨ 各種水槽清掃実施記録 ① 定期点検整備記録 ② 補修記録 ③ 事故・故障記録
5 異常時の報告	事業者は，運転監視及び定期点検等により，異常が発見された場合には，速やかに市に報告する。

(4)　清掃業務

項目	内容
1 清掃業務の対象	(1)次の日常清掃，定期清掃及び外構清掃の項目において指定された範囲とする。ただし，電気が通電され，または，運転中の機器が近くにある等，清掃に危険が伴う部分を除く。 (2)備品，什器等(椅子等軽微なものを除く)の移動は，行わない。
2 業務の実施	(1)総則で定めた計画書に加え，毎事業年度の開始前に，次の項目を含む，清掃業務年間計画書を作成し，実施する。 ① 日常清掃業務 ② 定期清掃業務 (2)事業者は，清掃業務の結果を，毎月 1 回市に報告する。
3 要求水準	目に見える埃，シミ，汚れがない状態を維持し，見た目に心地良く衛生的でなければならない。清掃は，できる限り葬祭業務の妨げにならないように実施する。箇所毎に日常清掃及び定期清掃を組み合わせ，業務を実施すること。
4 日常清掃 ｱ) 床 【範囲】施設全般	 床仕上げに応じた適切な方法により，埃，ごみがないようにする。
ｲ) ごみ箱，汚物容器，厨芥入れ等 【範囲】施設全般	施設利用者の本件施設到着前までには内容物がすべて空の状態になっており，汚れが付着していない状態にする。
ｳ) トイレ，更衣室，シャワー室（洗面台，鏡，衛生陶器を含） 【範囲】施設全般	① 衛生陶器類は適切な方法により，見た目に清潔な状況に保つ。 ② トイレットペーパー，消毒用品等は常に補充されている状態にする。 ③ 間仕切りは落書き，破損がない状態に保つ。 ④ 洗面台は常に水垢の付着や汚れがない状態に保つ。 ⑤ 鏡はシミ，汚れがついていない状態に保つ。
ｴ) その他の内部付帯施設（流し台，湯沸かし等） 【範囲】施設全般	清潔な状態に保つ。

項目	内容
5 定期清掃	
ｱ) 床 【範囲】施設全般	① 埃，シミ，汚れがない状態に保つ（繊維床を除く）。 ② 繊維床の場合は，埃，汚れがない状態に保つ。
ｲ) 壁・天井 【範囲】施設全般	表面全体を埃，シミ，汚れのない状態に保つ。
ｳ) 屋上，バルコニー 【範囲】施設全般	土，落ち葉等の汚れがない状態に保つ。
ｴ) 照明器具，時計，換気口 【範囲】施設全般	埃，汚れを落し，適正に機能する状態に保つ。
ｵ) 窓枠，窓ガラス 【範囲】施設全般	汚れがない状態に保つ。
ｶ) 金属，手すり，扉，扉溝，スイッチ類 【範囲】施設全般	埃，汚れがない状態に保つ。
ｷ) ネズミ・害虫駆除 【範囲】施設全般	ネズミ，害虫等を駆除する。
6 外構清掃	
ｱ) 外構清掃の範囲	① 建物周囲（エントランス廻り，犬走り等） ② 敷地内舗装面 ③ 側溝，排水管，汚水管，雨水桝，水路 ④ 門扉，敷地内案内板等 ⑤ 敷地境界周辺の土地（道路脇等） ⑥ ごみ置き場
ｲ) 外構清掃の内容	① 敷地内のごみ等が近隣に飛散して迷惑を及ぼすことを防止する。 ② 屋外排水設備（敷地内の側溝，排水桝等）の水流をごみ，落ち葉等で阻害しない。 ③ 日常清掃は，ごみ置き場，エントランス廻りについて行う。（水洗い，除塵等） ④ 門扉，敷地内案内板等は，汚れが見苦しくなく，開閉がスムーズで表示が見やすい状態に保つ。

項目	内容
7 清掃用具・衛生消耗品等の負担	清掃用器具，洗剤等の資機材やトイレットペーパー等の衛生消耗品の補充は，すべて事業者の負担とする。
8 資機材等の保管	資機材及び衛生消耗品は，計画書に示された場所に整理し，保管する。
9 ごみの収集・集積	ごみは，所定の場所に収集し，集積する。
10 用語の定義	
ｱ) 清掃	汚れを除去すること。汚れを予防することにより，仕上げ材を保護し，快適な環境を保つための作業をいう。
ｲ) 日常清掃	日単位等の短い周期で行う清掃業務をいう。
ｳ) 定期清掃	週単位，月単位及び年単位の長い周期で行う清掃業務をいう。
ｴ) 資機材	資機材とは，次のような資材及び機材をいう。 ① 資材：洗浄用洗剤，樹脂床維持剤，パッド，タオル等 ② 機材：自在箒，フロアダスタ，真空掃除機，床磨き機等
ｵ) 衛生消耗品	トイレットペーパー，水石鹸等をいう。

(5)　**植栽・外構維持管理業務**

項目	内容
1 植栽・外構維持管理業務の対象	(1)植栽：敷地内植栽等 (2)外構 ①施設 ・ごみ置き場，駐車場ライン，門扉，柵，擁壁等コンクリート構造物，案内板，外灯等 ②敷地地盤 ・アスファルト舗装面等 ③地中設備 ・埋設配管，暗渠及び排水桝等
2 業務の実施	(1)総則で定めた計画書に加え，毎事業年度の開始前に，植栽・外構維持管理業務年間計画書を作成し，実施する。 (2)修繕等が必要と思われる場合は，迅速に調査・診断を行い，修繕を実施する。 (3)実施業務の結果を記録する (4)事業者は，植栽・外構維持管理業務の結果を，毎月 1 回市に報告する。
3 要求水準	(1)植栽 ①植栽を良好な状態に保ち，かん水を行い，害虫や病気から防御する。 ②繁茂しすぎないように適宜剪定，刈込みを行う。 ③風等により倒木しないように管理を行う。 ④施肥，除草等は，計画的に行う。 (2)外構 各施設，設備とも本来の機能を発揮できる状態に保つこと。
4 薬剤散布，施肥の際の協議	植栽：薬剤散布または化学肥料の使用に当たっては，関連法令を遵守し環境等に十分配慮して行うこと。

(6)　警備業務

項目	内容
1 警備業務の対象	敷地内の建築物を含むすべての財産の保全及び出入者への対応等。
2 業務の実施	(1)総則で定めた計画書に加え，毎事業年度の開始前に，警備業務年間計画書を作成し，実施する。 (2)実施業務の結果を記録する (3)事業者は，警備業務の結果を，毎月 1 回市に報告する。
3 要求水準	(1)24 時間，365 日警備を行う。 (2)警備担当人員は，1 人以上とする。ただし，機械警備によることも可とする。
4 業務内容	
ｱ) 出入者監視業務	時間外の出入者管理と不審者の侵入防止を行う。
ｲ) 巡回業務	① 定期的に巡回を行い安全を確認すること。 ② 不法侵入者を発見した場合は，警察への通報等適切な処置をとること。 ③ 火災，盗難の早期発見と予防に努めること。 ④ 巡回中に不審物を発見した場合には，警察への通報等適切な処置をとること。
ｳ) 緊急事態への対応	① 火災が発生したときは，場内の施設利用者等を安全な場所まで誘導するとともに，消火器等を使用して消防車が到着するまで初期消火にあたること。 ② 中央監視室等に設置された警報表示装置が発報した場合には，現場に急行し，応急措置を行うこと。 ③ その他緊急の事態が発生したときは，現場に急行し，応急措置を行うこと。 ④ 火災等の緊急の事態が発生したときは，直ちに市及び関係機関に連絡・通報すること。 ⑤ 地震や風水害による災害が発生したとき，または発生するおそれがあるときは，直ちに初期措置を取ること。

(7)　火葬炉保守管理業務

項目	内容
1 火葬炉保守管理業務の対象	本件施設（火葬炉及び焼却炉）
2 業務の実施	(1)総則で定めた計画書に加え，毎事業年度の開始前に，次の項目を含む，火葬炉設備保守管理業務年間計画書等を作成し，実施する。 ① 運転・監視業務 ② 日常点検・巡視業務 ③ 定期点検・測定・整備業務 (2)修繕等が必要と思われる場合は，迅速に調査・診断を行い，修繕等を実施する。 (3)事業者は，日常点検・巡視業務の結果を毎月 1 回，運転・監視業務の結果を 3 ヶ月に 1 回，定期点検・測定・整備業務の結果を少なくとも年 1 回市に報告する。
3 要求水準	事業契約書に定められた所要の性能と機能及び公害防止基準を遵守する。
4 設備管理記録の作成及び保管 ｱ)運転日誌 ｲ)点検 ｳ)記録	設備の運転・点検整備等の記録として，運転日誌，点検記録及び整備・事故記録等を作成する。運転日誌及び点検記録は 3 年以上，整備・事故記録等は，事業期間中保管する。 ① 火葬炉運転日誌 ② 焼却炉運転日誌 ① 燃料供給設備点検表 ② 動力設備点検表 ③ 燃焼設備点検表 ④ 駆動設備点検表 ⑤ 炉体点検表 ⑥ 排ガス処理設備点検表 ⑦ 電気計装設備点検表 ⑧ 運営・支援システム点検表 ⑨ 付帯設備点検表(燃料供給設備を除く) ① 火葬重量の記録 ② プロセスデータ及びトレンドの記録 ③ 燃焼監視の記録 ④ 拾骨室・特別控室の利用記録 ⑤ 定期点検整備記録 ⑥ 補修記録 ⑦ 事故・故障記録 ⑧ 火葬炉設備に関わる備品・消耗品量等の記録

5 異常発見時の報告	事業者は，運転監視及び定期点検等により，異常が発見された場合には，速やかに市に報告するとともに必要な対応策を講じる。

(8) 除雪業務

項目	内容
1 除雪業務の対象	本件施設（外構，駐車場等，付帯施設含む）
2 業務の実施	第 2 斎場構内に降り積もった雪を機械等により堆雪場所に排除し，路面整正を行う。 作業時間は，施設利用者が不便をきたすことのない時間までに除雪を実施するものとする。 除雪に当たっては，建物あるいは樹木等を破損することのないよう十分注意する。 事故の防止については細心の注意を払い，作業の従事に当たっては関連法規を厳守するものとする。 作業中において，物損，人身事故等が発生したときは，適切かつ迅速に対処する。必要な場合は，市に報告すること。

(9) 備品等整備業務

項目	内容
1 備品等整備業務の対象	本件施設（各種設備）
2 備品の管理	事業者は，本件施設の備品について備品台帳を作成し，備品の管理を確実に行うこと。 なお，備品とは，比較的長期間にわたって，その性質，形状を変えることなく使用に耐えるもので，購入価格が概ね 1 万円以上の物品をいう。

第５　公金徴収業務要求水準

１　業務内容

本件施設は公の施設として位置付けられ，使用料（火葬炉，焼却炉，特別控室，霊安室）は札幌市火葬場条例によって定められている。事業者は，市条例に基づいて，窓口において，使用料の納付が必要な利用者から使用料を徴収する。重量による使用料については，利用者立ち会いのもとで計測するものとする。また，使用料の減免を受けようとする利用者からは，火葬場使用申請書とともに火葬場使用料減免申請書の提出を受けるものとする。

利用者等から火葬済証明交付申請があった場合には，申請者と死亡者の関係，火葬記録等を確認の上，火葬済証明書を交付する。その際には，札幌市証明等手数料条例で規定された手数料を徴収するものとする。

徴収した使用料，手数料は，翌開場日（翌開場日が金融機関の休業日にあたるときは，本件施設の開場日と金融機関の営業日が重複する最初の日）までに，市が定める現金払込書により，札幌市指定金融機関等（以下「金融機関」という。）に払い込むものとする。

２　業務要求水準

本件施設の利用者等から徴収した使用料，手数料は公金である。事業者は，地方自治法施行令第 158 条の歳入の徴収，または，収納の委託に係る規定及び札幌市会計規則等に従った取り扱いを行うものとする。

事業者は，本件施設の利用者から徴収した使用料，手数料を，SPC の運転資金に充当してはならない。

その他，「公金徴収業務取扱細則」の規定に従うものとする。

３　再委託

公金徴収業務を第三者に再委託することはできない。

添付資料１　（仮称）札幌市第 2 斎場整備運営事業に関する参考図書一覧

要求水準書本文において示している「別紙」「資料」の公表・配布時期等は，次のとおりです。

別紙・資料の整理番号	資料名称	資料のスタイル	価格	公表・配布時期
別紙－１	確定測量図(求積図)	測量図	有償	入札説明書に購入先記載
２	仮称第２斎場連絡線（山口東２号線）予備設計図（３枚）	設計図	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
３	工事工程表（案）	工程表	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
４	確定測量図(平面図)	測量図	有償	入札説明書に購入先記載
５	地質断面図	地質測量図	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
６	上水道繋ぎ込み箇所現況図	現況図	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
７	下水道幹線現況図	現況図	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
８	ガス本管現況図（予想引き込みルート図）	現況図	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
９	電力引き込み図	計画図	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
１０	計画地概要図	計画図	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
１１	上水道引き込み計画図	計画図	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
１２	上水道繋ぎ込み・敷設替え計画図	計画図	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
１３	下水道（汚水）放流計画図	計画図	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
１４	計装制御一覧表	一覧表	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
１５	主要センサー配置図	系統図	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
１６	札幌市第２斎場の火葬件数（推計）	一覧表	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
１７	平成１２年度里塚斎場受付件数一覧	一覧表	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載

１８	年度別火葬状況内訳表	一覧表	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
１９	平成１２年度里塚斎場会葬者数	一覧表	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
２０	里塚斎場光熱水費及び除雪費	一覧表	無償	入札公告時
２１	里塚斎場修繕費	一覧表	無償	入札公告時
２２	第２斎場周辺の開発状況等	説明文	無償	入札公告時
２２－１	特定保留区域及び大規模開発区域	略図	無償	入札公告時
２２－２	山口緑地位置図	略図	無償	入札公告時
２３	第２斎場造成に伴う雨水流出抑制対策概要書	説明文	無償	入札公告時
２４	市有施設の総合耐震計画及び耐震診断・改修要領	説明文	無償	入札説明会
資料－１	第２斎場環境影響調査結果概要（総括表）	総括表	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
2	地質調査報告書	調査報告書	有償	入札説明書に購入先記載
3	札幌市緑の保全と創出に関する条例	市条例	無償	本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
4	札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン	ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ	無償	入札説明会
5	火葬場管理者の資質向上について	通知文	無償	入札説明会

添付資料２　火葬件数推計関係資料

以下の資料は参考図書として市のホームページに別途掲載しています。

別紙ー１６

札幌市第２斎場の火葬件数（推計）

年　度	火葬件数 全　市	第２斎場火葬件数	里塚斎場火葬件数
平成 １８	14,327	8,109	6,218
１９	14,827	8,392	6,435
２０	15,339	8,681	6,658
２１	15,847	8,969	6,878
２２	16,351	9,254	7,097
２３	16,856	9,540	7,316
２４	17,394	9,845	7,549
２５	17,932	10,149	7,783
２６	18,457	10,446	8,011
２７	18,969	10,736	8,233
２８	19,488	11,030	8,458
２９	20,017	11,329	8,688
３０	20,533	11,621	8,912
３１	21,039	11,908	9,131
３２	21,520	12,180	9,340
３３	22,065	12,488	9,577
３４	22,523	12,748	9,775
３５	23,023	13,031	9,992
３６	23,469	13,283	10,186
３７	23,933	13,546	10,387

（注）表中の火葬件数には死産児の合同火葬分が含まれているため，火葬炉の実稼働回数は火葬件数の９５％程度である。

別紙－１７　　　　平成１２年度里塚斎場受付件数一覧

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		月計	累計
大人･小人･土	24	21	21	34	29	25	26	28	35		38	24	33	27	34		44	38	32	31	42		48	36	32	32	35		40	31		840	840
死産	1				1	5	9	4			3	1	4	6	1		3		1	5			3	2	1	7	1		4	2		64	64
肢体･指							1	2			1	1	1	1			1		1	1	1				1		1		1			14	14
産わい･内臓	2			1	2	1	1	1	7		1	1	3	4	2		1	3	2		4		1	2		1	2		3	2		47	47
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計	累計
大人･小人･土	27	37	24	25	24	36	36		36	35	31	41	29		35	27	29	32	33		50	35	26	29	38		46	39	28	26	44	898	1,738
死産	1	7	1	2					5	2	1	6	2			1	4	1	6		2	2	4		7		2		5	1		62	126
肢体･指										3	1	2					1	1	3					1			3		1	1	1	18	32
産わい･内臓	3	3				1			4	3	3	6	1		2	3	3	4	2		4	1	1		2		4	2	2	1	2	57	104
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		月計	累計
大人･小人･土		58	29	24		44	28	22	35	27		37	18	34	27	26		50	32	33	21	26		48	27	26	21	44		47		784	2,522
死産			1			7	2	1	1			1		4		1		2	1	3	5	8		2	2	2		6		1		50	176
肢体･指														1				2	1		1	2						2				9	41
産わい･内臓			4			4	5	1	1	3		2		2	2	1			4	3	2	2		2		4	1	5		2		50	154
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計	累計
大人･小人･土	30	24	32		59	42	32	17	31		44	37	24	32	40		39	39	30	29	33		51	32	31	39	32		65	26	39	929	3,451
死産	5	2	2		2	6	1	1			1	3	7	3	2		1		3	2	2		1	7	5	1			2	2	5	66	242
肢体･指	1				1			3				1		2	2			1		1				3		1	3		2			21	62
産わい･内臓	4		1		2	4	1	2	2		5	3	4	1	3				1		2		2	3	2	2	2		1	2	5	54	208
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計	累計
大人･小人･土		59	43	34	34	31		43	27	34	30	35		45	29	21	33	33		40	31	28	22	31		46	25	39		33	28	854	4,305
死産			1	10					8			3		5		3	3	1		7		8	3	4		2		4		8	1	71	313
肢体･指		2	1	1	1					2	3	1					1			1			1							1	1	16	78
産わい･内臓			4	1	1	5		1	7	4	2	3				1	1	1		1	3	2	1	1		3	2	4		3	2	53	261
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		月計	累計
大人･小人･土	21	27	25		44	24	28	23	36		49	27	25	29	30		52	30	36	27	37		44	28	38	31	38	28	32	22		831	5,136
死産	5	1			2	9	2	8			1	5	4	1	1		1		1	1	17			2		1	2		11	3		78	391
肢体･指		1					1	2	1					1									1		1	2		1	2			13	91
産わい･内臓	1	3	1		1	4	2	3	2		1	3	3	2	1		1	2	4	1	2			1	1	3		3	4	3		52	313
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計	累計
大人･小人･土	34	34		60	27	32	34	29		58	30	41	26	39		47	24	29	27	31		52	20	26	19	43	26	28	26	36		878	6,014
死産		1		2	1	1	3			2	7	1	2			3		2		9		5	7	1			5			3		55	446
肢体･指				1						2			2					1	1	1			3	1		1				1		14	105
産わい･内臓		1		3	4	1	3			1	2	4	1	2		1	2	1	2	2			4	1	4	1	2	2	1	5		50	363
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		月計	累計
大人･小人･土	47	36	26	47	40		50	26	29	21	38		65	31	40	25	38		52	27	24	29	61		54	24	37	43		57		967	6,981
死産	5		1	2	1		4	9		1	5			5		5	1			3	1		1		4	2		9		4		63	509
肢体･指	5	1					1				1			2	1	2	1					1	1		2					2		20	125
産わい･内臓	2	2					1	2	1	2	3		1	10	2	2	1			2	5	2			4		3	1		3		49	412
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計	累計
大人･小人･土	42	38	30	34		59	31	30	28	26		47	33	28	26	37		45	37	23	38	46		60	23	28	29		43	31	30	922	7,903
死産	2	1	3	1		3	3	3		2			1		2	2		3		12		1				1	3		12	2		57	566
肢体･指	1		1	1			1					1	2	1	1					1	5	2			2	1	2		1	1	1	25	150
産わい･内臓	1		2	1		1	1	4	1	2		1	4	3		2		2	5	2	1	1		3	2	1	5		5	5		55	467
1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計	累計
大人･小人･土		31		60	51	38	33	43		57	23	33	30	34		49	29	25	44	37		61	38	41		52	27	35	29	36		936	8,839
死産					1	1				10	1	6		2			4	2	1	1		3	1	4		6	5	5		11		64	630
肢体･指					1		1				2					1							1	2		1	1		1	1		12	162
産わい･内臓					2	3	1			2	1	3	1	2		3	1	2	3	2			1	2		2	8		1	4		44	511
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				月計	累計
大人･小人･土	39	26	33	28	33		51	25	33	35	35		50	42	32	45	38		53	40	54	47		54	31	38	35	32				929	9,768
死産	2	1	2	2	4		1	1	5	3	2		7	1	3		1		2	3	11	2		1	1		3	1				59	689
肢体･指			1				1	1	3	1						1	1				1	2			1			3				16	178
産わい･内臓		4	1		2		3	3	2		2		1	3	2		2		2	1	4			1	2	1	5	3				44	555
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計	累計
大人･小人･土		52	29	36	37	47		62	51	31	41	28		55	35	30	22	34		53	34	35	32	35	27	33	32	37	34		46	988	10,756
死産		4	5	1	1	8		8		6		1		4	4	6	4	1			1	4	2	4		1	12	6			3	86	775
肢体･指		1	1					1		2		1					1			1	1		3						2			14	192
産わい･内臓		4	2	2		2		3	4	4		2		2	2	3	2				4	4		2		1	1	4	2		4	54	609

土：土葬体。（埋葬された死体）
死産：死産児。（受胎４ヶ月以降の死胎）
肢体・指：焼骨の発生する人体の一部，手足の指。
産わい・内臓：卵膜，胎盤，内臓等，焼骨の発生しないもの。

別紙－１８　　　年度別火葬状況内訳表（里塚＋手稲火葬場）

区分 (　):使用料金	年度	59年	60年	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
12歳以上 (40,000円)	市内	6,559	6,837	6,657	6,720	7,404	7,816	7,840	7,967	8,863	8,538	8,838	8,856
	市外	455	435	423	328	392	376	380	333	457	398	409	394
	小計	7,014	7,272	7,080	7,048	7,796	8,192	8,220	8,300	9,320	8,936	9,247	9,250
12歳未満 (33,000円)	市内	154	156	134	130	118	146	129	100	118	98	130	85
	市外	5	13	7	6	7	7	11	8	11	4	7	3
	小計	159	169	141	136	125	153	140	108	129	102	137	88
死　産 (19,000円)	市内	1,440	1,490	1,297	1,243	1,184	1,118	1,075	950	871	813	801	674
	市外	218	115	80	69	55	57	69	53	64	83	68	59
	小計	1,658	1,605	1,377	1,312	1,239	1,175	1,144	1,003	935	896	869	733
土 葬 体 (9,500円)	市内	1,244	124	415	56	48	73	82	36	19	53	30	11
	市外	4	1	5	7	2	3	0	1	7	5	1	3
	小計	1,248	125	420	63	50	76	82	37	26	58	31	14
合　計 (　):市外		10,079 (682)	9,171 (564)	9,018 (515)	8,559 (410)	9,210 (456)	9,596 (442)	9,586 (460)	9,448 (395)	10,410 (539)	9,992 (490)	10,284 (485)	10,085 (459)
胞衣産わい物 (kg－500円)		5,205 件 12,658 Kg	545 件 11,682 Kg	559 件 13,380 Kg	621 件 17,110 Kg	622 件 13,966 Kg	594 件 11,871 Kg	532 件 13,111 Kg	541 件 12,940 Kg	587 件 13,523 Kg	559 件 11,962 Kg	565 件 14,400 Kg	581 件 13,481 Kg
手足の指 (kg－1,000円)		4 件 4 Kg	2 件 2 Kg	17 件 17 Kg	9 件 9 Kg	9 件 9 Kg	10 件 11 Kg	9 件 9 Kg	9 件 9 Kg	14 件 14 Kg	21 件 21 Kg	16 件 16 Kg	21 件 21 Kg
肢体等(焼骨発生1kg 3,000円 焼骨なし 500円)		78 件 332 Kg	77 件 419 Kg	74 件 353 Kg	88 件 511 Kg	62 件 243 Kg	95 件 347 Kg	93 件 379 Kg	86 件 355 Kg	103 件 765 Kg	95 件 366 Kg	114 件 436 Kg	139 件 803 Kg
特別控室 (1室－17,000円)		5,829 件 6,302 室	6,321 件 6,563 室	6,121 件 6,422 室	6,159 件 6,483 室	6,803 件 7,193 室	7,321 件 7,696 室	7,425 件 7,872 室	7,516 件 7,989 室	8,381 件 8,846 室	8,091 件 8,556 室	8,431 件 8,899 室	8,391 件 8,800 室
霊安室 (1体／1時間 100円)		7 件 175 H	8 件 164 H	11 件 384 H	5 件 169 H	11 件 335 H	9 件 261 H	6 件 213 H	9 件 262 H	4 件 87 H	11 件 367 H	11 件 292 H	6 件 123 H

平成8年4月1日火葬炉使用料金改定　12歳以上　41,000円　12歳未満　34,000円　死産　20,000円　土葬体　10,000円

区分 (　):使用料金	年度	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
12歳以上 (41,000円)	市内	9,337	9,344	9,939	10,374	10,252	10,533						
	市外	482	444	482	447	472	543						
	小計	9,819	9,788	10,421	10,821	10,724	11,076						
12歳未満 (34,000円)	市内	79	91	69	70	63	45						
	市外	5	3	7	5	3	6				死産･肢体合同火葬件数(年度件の内数) 9 年度　死産　624件　肢体　83件 10年度　死産　568件　肢体　86件 11年度　死産　525件　肢体　104件 12年度　死産　573件　肢体　105件 13年度　死産　577件　肢体　123件 (※合同火葬回数は、24回／年)		
	小計	84	94	76	75	66	51						
死　産 (20,000円)	市内	669	734	677	640	705	650						
	市外	89	106	75	66	72	76						
	小計	758	840	752	706	777	726						
土 葬 体 (10,000円)	市内	18	40	24	6	13	2						
	市外	0	0	0	0	0	0						
	小計	18	40	24	6	13	2						
合　計 (　):市外		10,679 (576)	10,762 (553)	11,273 (564)	11,608 (518)	11,580 (547)	11,855 (625)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
胞衣産わい物 (kg－500円)		614 件 15,636 Kg	618 件 14,554 Kg	641 件 14,212 Kg	619 件 14,643 Kg	609 件 19,855 Kg	622 件 14,287 Kg	件 Kg	件 Kg	件 Kg	件 Kg	件 Kg	件 Kg
手足の指 (kg－1,000円)		19 件 19 Kg	20 件 20 Kg	15 件 15 Kg	17 件 17 Kg	25 件 25 Kg	23 件 23 Kg	件 Kg	件 Kg	件 Kg	件 Kg	件 Kg	件 Kg
肢体等 (焼骨発生1kg－3,000円)		137 件 744 Kg	118 件 961 Kg	130 件 660 Kg	139 件 1,156 Kg	167 件 1,086 Kg	174 件 1,081 Kg	件 Kg	件 Kg	件 Kg	件 Kg	件 Kg	件 Kg
特別控室 (1室－20,000円)		8,798 件 9,166 室	8,699 件 9,082 室	9,146 件 9,465 室	9,359 件 9,685 室	9,262 件 9,525 室	9,546 件 9,783 室	件 室	件 室	件 室	件 室	件 室	件 室
霊安室 (1体／1時間 100円)		9 件 264 H	17 件 406 H	5 件 101 H	8 件 267 H	14 件 384 H	15 件 349 H	件 H	件 H	件 H	件 H	件 H	件 H

平成8年4月1日火葬炉使用料金改定　12歳以上　41,000円　12歳未満　34,000円　死産　20,000円　土葬体　10,000円